

序章 環境影響評価書作成までの経緯

序章 環境影響評価書作成までの経緯

1 環境影響評価書について

本書は、埼玉県環境影響評価条例（平成6年12月26日、埼玉県条例第61号）に基づき、令和4年3月29日付けで知事に提出した「彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事 環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事 環境影響評価書」（以下「評価書」という。）をとりまとめたものである。

2 評価書作成までの経緯

評価書作成までの経緯は、表1に示すとおりである。また、環境影響評価の手続きの流れは、図1に示すとおりである。

表1 評価書作成までの経緯

項目	事項	時期
調査 計画書	調査計画書の提出	令和2年9月23日
	調査計画書の縦覧期間	令和2年10月2日～令和2年11月2日
	調査計画書の説明会の開催	令和2年10月15日（東秩父村、深谷市） 令和2年10月18日（寄居町、小川町）
	住民等の意見書提出期間	令和2年10月2日～令和2年11月16日 （意見書数3件）
	技術審議会	令和2年11月11日（小委員会1回目） 令和2年12月10日（小委員会2回目）
	知事の意見	令和3年2月18日
	調査計画書記載事項変更に係る手続等 免除承認申請	令和4年3月11日申請 令和4年3月22日承認
調査	環境影響評価に係る現地調査	令和2年8月～令和3年8月
準備書	準備書の提出	令和4年3月29日
	準備書の縦覧期間	令和4年4月12日～令和4年5月12日
	準備書の説明会の開催	令和4年4月24日（寄居町、小川町） 令和4年4月26日（東秩父村、深谷市）
	住民等の意見書提出期間	令和4年4月12日～令和4年5月26日 （意見書数6件）
	見解書の送付	令和4年6月17日 意見者へ送付
	公聴会	令和4年7月27日（公述人1名）
	技術審議会	令和4年8月16日（小委員会1回目） 令和4年9月12日（小委員会2回目） 令和4年10月7日（技術審議会）
	知事の意見	令和4年11月18日
	準備書記載事項変更に係る手続等免除 承認申請	令和5年1月13日申請 令和5年1月18日承認
評価書	評価書の提出	令和5年1月

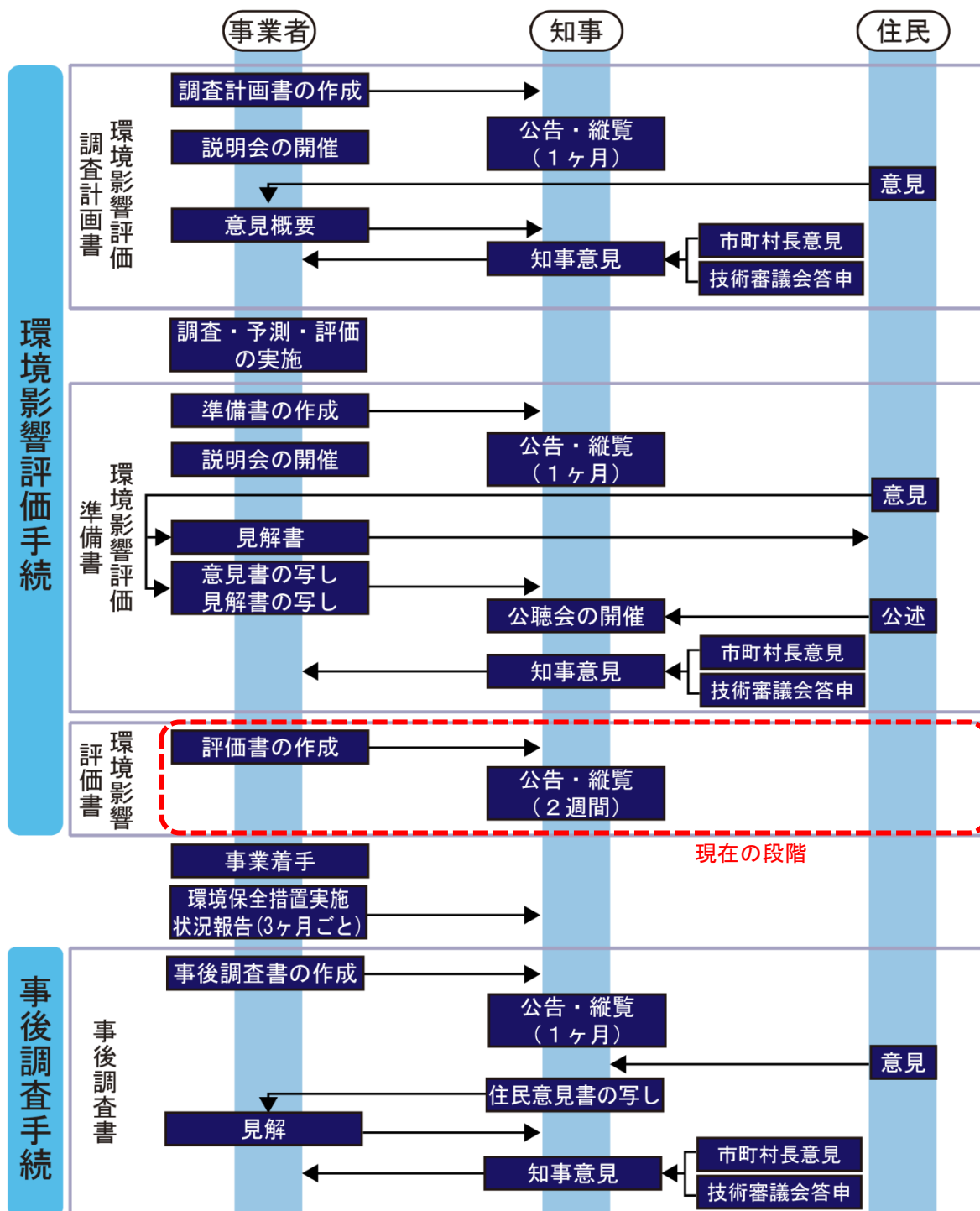


図1 環境影響評価の手続きの流れ

3 準備書からの主な変更内容

準備書に対する住民等の意見及び知事意見を反映させるために、準備書の内容を再検討するとともに、記述の追加、修正を行った。準備書からの主な追加・修正内容は、表3(1)～(3)に示すとおりである。なお、誤字、脱字等の軽微な訂正については記載していない。

参考に、調査計画書及び準備書の記載事項について埼玉県知事の承認を得て変更した事項は、以降に示す調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書及び準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書に示すとおりである。

表2 追加・修正の区分

区 分	内 容
A	住民等の意見及び知事意見等の指摘事項に対応して追加・修正を行った。
B	内容の充実または分かりやすくするために、文章等の追加・修正を行った。
C	事業計画の変更に伴い、修正を行った。

表3(1) 準備書からの主な追加・修正内容とその内容

項 目	追加・修正内容	頁	区分
第2章 対象事業の目的及び概要 2.6 対象事業の実施方法 (1) 施設計画	住民等の意見に対応して、既存施設から計画施設への炉や煙突の変化について記載した。	p. 2-5	A
(6) 低炭素化計画	知事意見に対応して、温室効果ガス排出量の削減の観点から、計画施設での熔融に使用するコークス量の削減等も含めて検討する旨を記載した。	p. 2-32	A
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 8.2 調査方法 (6) 土壌 1) 調査方法	知事意見に対応して、土壌の調査方法として既存資料調査を追加し、土壌の状況及びその他の予測・評価に必要な事項(計画地の土地利用の履歴)の調査方法を記載した。	p. 8-35	A
2) 予測	知事意見に対応して、上記の既存資料調査の結果も踏まえて予測を行うことを記載した。	p. 8-37	A
第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.6 土壌 (1) 調査 1) 調査内容 ① 土壌の状況	本調査では、農用地についてのみ環境基準が定められている項目(銅)については、計画地が農用地ではないことから調査項目から除いたことが分かるよう、表現を修正した。	p. 9. 6-1	B
2) 調査方法 3) 調査地域・調査地点 4) 調査期間 5) 調査結果	知事意見に対応して、土壌の調査方法として既存資料調査を追加し、土壌の状況及びその他の予測・評価に必要な事項(計画地の土地利用の履歴)の調査方法について具体的に記載するとともに、その調査結果を記載した。	p. 9. 6-1 ~3, 5, 8	A
(2) 予測 1) 造成等の工事に伴う土壌の影響 ⑤ 予測結果	上記の既存資料調査の結果を踏まえた予測結果に修正した。	p. 9. 6-9	A
(3) 評価 2) 評価結果 ② 基準・目標等との整合の観点 (ア) 造成等の工事に伴う土壌の影響	上記の予測結果を踏まえた評価結果に修正した。	p. 9. 6-12~13	A

表3(2) 準備書からの主な追加・修正内容とその内容

項目	追加・修正内容	頁	区分
第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.7 動物 (2) 予測 1) 工事中及び存在・供用時における動物への影響 ⑥ 予測結果	知事意見に対応して、計画施設用地内の北側敷地境界沿いの樹林付近で確認されたヤマアカガエルについて、生息が確認された樹林付近の改変を行わないよう十分注意して工事を行うことを記載した。	p. 9. 7-56	A
9.13 廃棄物等 (2) 評価 1) 工事中の造成等の工事に伴う廃棄物等の影響 ② 評価結果 (ア) 回避・低減の観点	知事意見に対応して、廃棄物等に関する環境の保全のための措置として、工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定し、実施することを記載した。	p. 9. 13-9	A
9.14 温室効果ガス等 (1) 予測 3) 供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響 ⑦ (参考) 廃棄物処理の広域化・集約化による供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出削減の状況	知事意見に対応して、廃棄物処理の広域化・集約化を前提とした温室効果ガス排出削減の状況の予測評価結果について、広域化・集約化の対象とした焼却施設における焼却に係る燃料の違い(燃料としてコークスを用いる熔融炉と広域化対象焼却炉における燃料の違いに伴う二酸化炭素発生量の差)及び温熱利用に係る燃料消費分(広域化対象焼却炉における現在の熱回収が行われなくなることに伴う現状の熱利用施設の維持のための燃料消費量)についても考慮して再検証し、その結果を記載した。	p. 9. 14-13~25	A
(2) 評価 2) 施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガスの影響 ② 評価結果 (ア) 回避・低減の観点	知事意見に対応して、温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置として、計画施設での熔融に使用するコークス量の削減等も含めて検討する旨を記載した。	p. 9. 14-35	A
(イ) 基準・目標等との整合の観点	上記の広域化・集約化による供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出削減の状況の予測結果や環境の保全のための措置を踏まえ、評価結果を修正した。	p. 9. 14-36	A
第10章 環境の保全のための措置 (13) 廃棄物等	「第9章 9.13廃棄物等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した。	p. 10-12	A
(14) 温室効果ガス等	「第9章 9.14温室効果ガス等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した。	p. 10-13	A
第11章 対象事業の実施による影響の総合的な評価 ・土壌	「第9章 9.6土壌」に記載した評価結果の内容を反映した。	p. 11-12	A
・廃棄物等	「第9章 9.13廃棄物等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した。	p. 11-20	A
・温室効果ガス等	「第9章 9.14温室効果ガス等」に記載した評価結果及び環境の保全のための措置の内容を反映した。	p. 11-22	A

表3(3) 準備書からの主な追加・修正内容とその内容

項目	追加・修正内容	頁	区分
第12章 事後調査の計画 12.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由 (1) 事後調査項目の選定	知事意見により「現在、図書に記載されている白色を基調とした施設について、彩度と明度が低くなるよう再検討し、できる限り具体的な計画を反映したモニタージュを評価書に記載すること。」という意見を頂いた。しかし現在、計画施設の基本設計の段階であり、評価書時点においては計画施設の外装の彩度、明度を具体的に示せないため、ご意見を踏まえ、今後の詳細設計において計画施設の彩度と明度を検討するとともに、景観を事後調査項目として選定し、事後調査書（供用時）において実際の配慮の状況を確認することとした。	p. 12-2	A
(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由 ・ 土壌	「第9章 9.6土壌」に記載した予測評価結果の内容を踏まえ、土壌を事後調査項目から除外する理由を修正した。	p. 12-4	A
・ 景観	上記のとおり景観を事後調査項目として選定したことに伴い、事後調査項目から除外する項目及びその理由から景観を削除した。	p. 12-5	A
・ 自然とのふれあいの場	上記のとおり景観を事後調査項目として選定したことに伴い、自然とのふれあいの場を事後調査項目から除外する理由を修正した。	p. 12-5	B
12.2 事後調査の方法等 (5) 景観	上記のとおり景観を事後調査項目として選定したことに伴い、景観に関する事後調査の方法等を記載した。	p. 12-17 ~19	A
12.4 事後調査の実施体制 (1) 事後調査書の提出時期	上記のとおり景観を事後調査項目として選定したことに伴い、事後調査の実施時期を示した一覧表に、景観の調査時期を追加した。	p. 12-23	A

様式第5号(1)(第21条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和4年3月11日

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕 様

名 称：オリックス資源循環株式会社

代表者の氏名：代表取締役 花井 薫一

所 在 地：埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313

電 話 番 号：048-582-0871 (担当：事業推進部 漆原)

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事
行わない手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ()
申 請 理 由	調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮し、環境影響評価項目及び調査方法を変更したため。また、事業計画の進捗に伴い、事業計画の一部を変更したため。

変更内容検討書

令和4年3月11日作成

4 対象事業の名称

彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事

5 変更の内容

表1(1) 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の内容	変更後の内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2 対象事業の実施区域	別紙1参照	別紙1参照	対象事業の実施区域の修正(調査計画書p.1-1~p.1-3、p1-6~p.1-7)
4 対象事業の規模	別紙2参照	別紙2参照	排出ガス量の変更(調査計画書p.1-4)
5 対象事業の実施期間	別紙3参照	別紙3参照	対象事業の実施期間の変更(調査計画書p.1-4)
6 対象事業の実施方法	別紙4参照	別紙4参照	建物高さ、建築面積、延床面積の変更(調査計画書p.1-5)
	別紙5参照	別紙5参照	施設配置図の変更(調査計画書p.1-7)
	別紙6参照	別紙6参照	処理計画の変更(調査計画書p.1-8)
	別紙7参照	別紙7参照	湿り排出ガス量、乾き排出ガス量の変更、有害物質に係る排出濃度(カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物)の追加(調査計画書p.1-9)
	別紙8参照	別紙8参照	排出ガスの処理計画の概要の変更(調査計画書p.1-9)
	別紙9参照	別紙9参照	悪臭防止計画の変更(調査計画書p.1-11)
	別紙10参照	別紙10参照	低炭素化計画の変更(調査計画書p.1-12)
	別紙11参照	別紙11参照	工事工程の変更(調査計画書p.1-14)
第3章 調査項目			
2 環境影響評価項目	別紙12参照	別紙12参照	大気質に係る有害物質等(カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物)の追加(調査計画書p.3-3)

表 1 (2) 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の内容	変更後の内容	
第4章 調査方法			
1 大気質	別紙13参照	別紙13参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-4）
	別紙14参照	別紙14参照	一般環境大気質の調査項目（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪、鉛及びその化合物）の追加（調査計画書p. 4-4）
	別紙15参照	別紙15参照	施設の稼働に伴う大気質への影響の予測項目（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪、鉛及びその化合物）の追加（調査計画書p. 4-8）
2 騒音・低周波音	別紙16参照	別紙16参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-10）
	別紙17参照	別紙17参照	低周波音の現地調査期間・頻度の変更（調査計画書p. 4-10）
3 振動	別紙18参照	別紙18参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-16）
4 悪臭	別紙19参照	別紙19参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-21）
5 水質	別紙20参照	別紙20参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-25）
7 動物	別紙21参照	別紙21参照	哺乳類、魚類、底生動物の調査方法及び調査地点の追加、昆虫類の調査方法、調査地点及び調査時期の追加（調査計画書p. 4-31～33）
10 景観	別紙22参照	別紙22参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-41）
12 電波障害	別紙23参照	別紙23参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-48）

6 変更の理由

調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮するとともに、事業計画の進捗に伴い、事業計画の一部を変更した。

7 変更後の関係地域

変更なし

8 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙 12～23 のとおり

9 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

—

1 0 変更後の環境の保全のための措置

—

1 1 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価

—

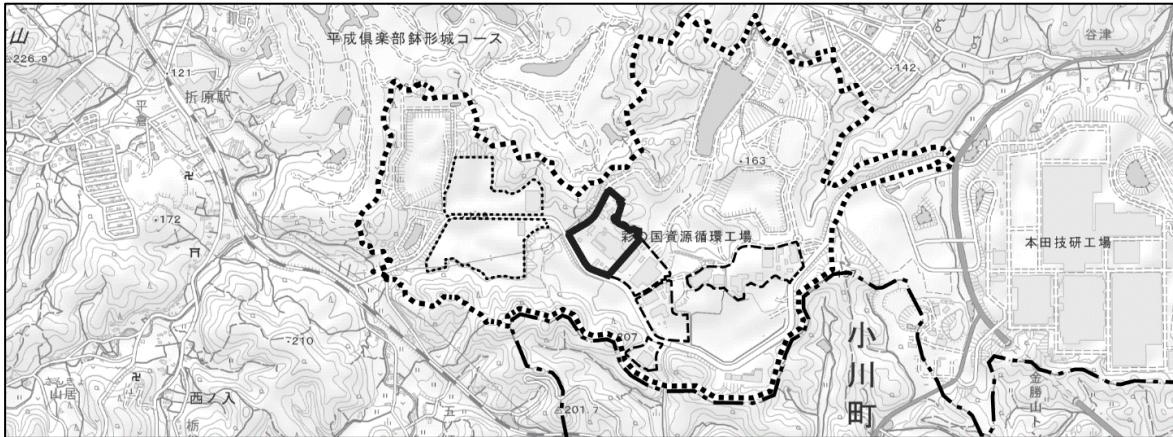
1 2 変更後の事後調査の計画

—

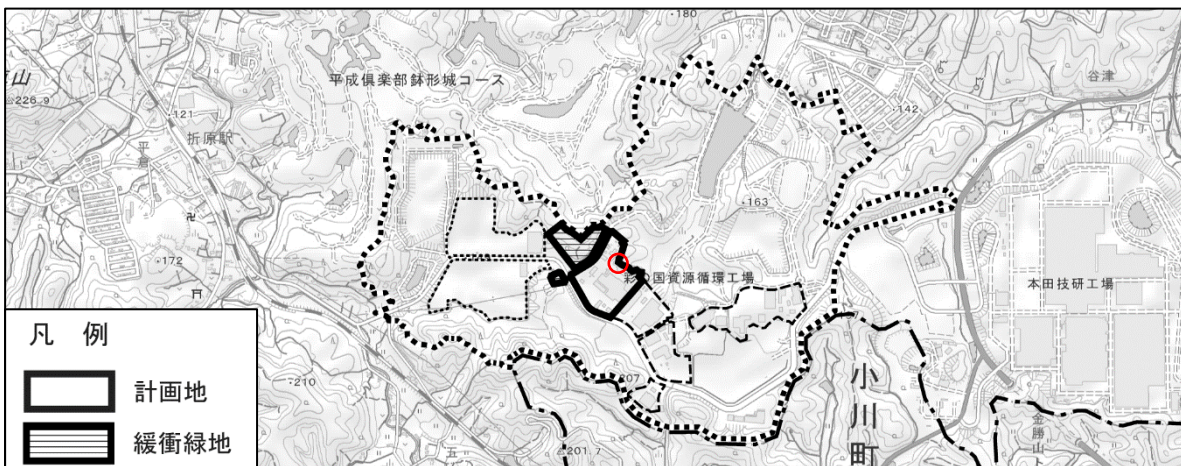
備考：6. から9. までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合のみ記載すること。

別紙1 「第2章 2 対象事業の実施区域」…対象事業の実施区域の修正

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



※○が修正箇所である。調査計画書では計画地北側の敷地境界線の一部が若干内側に窪むように示していたが、誤りであったため修正した。また、緩衝緑地の範囲を明示した。

【変更箇所】

対象事業の実施区域の表記に一部誤りがあったため、敷地境界線を修正した。また、緩衝緑地の範囲を明示した。なお、敷地面積に変更はない。

別紙2 「第2章 4 対象事業の規模」…排出ガス量の変更

【調査計画書の内容】

項目	計画施設
廃棄物の種類	廃棄物全般 (産業廃棄物、一般廃棄物、 特別管理廃棄物等)
処理工程	サーマルリサイクル
製品	発電、スラグ、メタル
敷地面積 (緩衝緑地を含む)	約 51,379m ²
排出ガス量 (m ³ _N /時)	173,000
規模 (t/日)	675 (I期 450、II期 225)
稼働時間	24時間

【変更後の内容】

項目	計画施設
廃棄物の種類	廃棄物全般 (産業廃棄物、一般廃棄物、 特別管理廃棄物等)
処理工程	サーマルリサイクル
製品	発電、スラグ、メタル
敷地面積 (緩衝緑地を含む)	約 51,379m ²
排出ガス量 (m ³ _N /時)	<u>294,000</u>
規模 (t/日)	675 (I期 450、II期 225)
稼働時間	24時間

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより排出ガス量を変更した。

なお、調査計画書には、排出ガス量の平均値を示していたが、変更後には、排出ガス量の最大値を示した。

別紙3 「第2章 5 対象事業の実施期間」…実施期間の変更

【調査計画書の内容】

項目 \ 年度	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
環境影響評価 (評価書までの手続き)	→										
計画施設 (I期)				建替工事			供用開始	→			
既存施設	→			既存施設稼働			解体工事	→			
計画施設 (II期)									増設工事	→	

注) 実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

【変更後の内容】

項目 \ 年度	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)
環境影響評価 (評価書までの 手続き)	→											
計画施設 (I期)				事前工事・建替工事			供用開始	→				
既存施設	→			既存施設稼働			解体工事	→				
計画施設 (II期)									増設工事	→		

注) 実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより、計画施設 (I期) の事前工事・建替工事及び供用開始時期、既存施設の解体工事、計画施設 (II期) の増設工事及び供用開始時期が変更となった。

別紙4 「第2章 6 対象事業の実施方法」…建物高さ、建築面積、延床面積の変更

【調査計画書の内容】

項目	計画施設		
施設 (建屋名)	工場棟・事務棟、スラグ貯留ヤード、計量棟等		
構造	S造、SRC造、RC造		
建物高さ	最高約50m		
煙突高さ	約59m		
敷地面積 (<small>緑地を含む</small>)	約51,379m ²		
建築面積	現 状	計 画	現状からの増減
	約 9,400 m ² (うち解体部分 約3,500m ²)	約 14,600 m ² (うち建替部分 (I期) 約5,500m ² 増設部分 (II期) 約3,200m ² 共通・付帯設備部分 約5,900m ²)	約 5,200 m ²
延床面積	現 状	計 画	現状からの増減
	約 19,600 m ² (うち解体部分 約9,200m ²)	約 40,100 m ² (うち建替部分 (I期) 約16,500m ² 増設部分 (II期) 約13,200m ² 共通・付帯設備部分 約10,400m ²)	約 20,500 m ²

【変更後の内容】

項目	計画施設		
施設 (建屋名)	工場棟・事務所棟、スラグ貯留ヤード、計量棟等		
構造	S造、SRC造、RC造		
建物高さ	<u>最高約47m</u>		
煙突高さ	約59m		
敷地面積 (<small>緑地を含む</small>)	約51,379m ²		
建築面積	現 状	計 画	現状からの増減
	約 9,400 m ² (うち解体部分 約3,500m ²)	約 11,500 m ² (うち建替部分 (I期) <u>約4,500m²</u> 増設部分 (II期) <u>約2,000m²</u> 共通・付帯設備部分 約5,000m ²)	約 2,100 m ²
延床面積	現 状	計 画	現状からの増減
	約 19,600 m ² (うち解体部分 約9,200m ²)	約 23,600 m ² (うち建替部分 (I期) <u>約10,500m²</u> 増設部分 (II期) <u>約 3,000m²</u> 共通・付帯設備部分 <u>約10,100m²</u>)	約 4,000 m ²

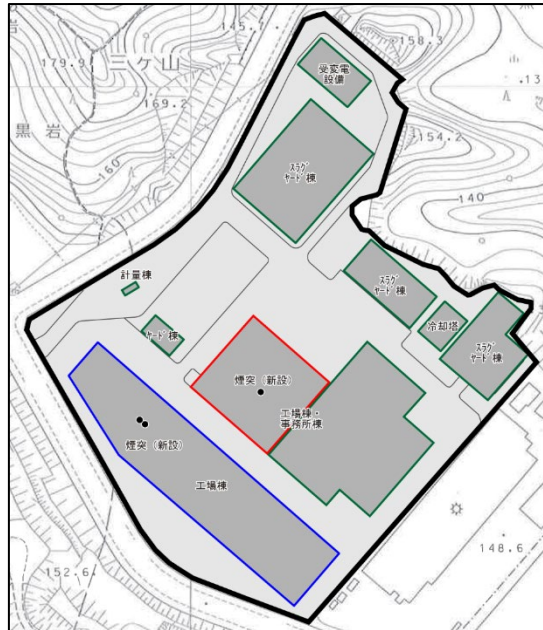
※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより建物高さ、建築面積及び延床面積を変更した。

別紙5 「第2章 6 対象事業の実施方法」…施設配置図の変更

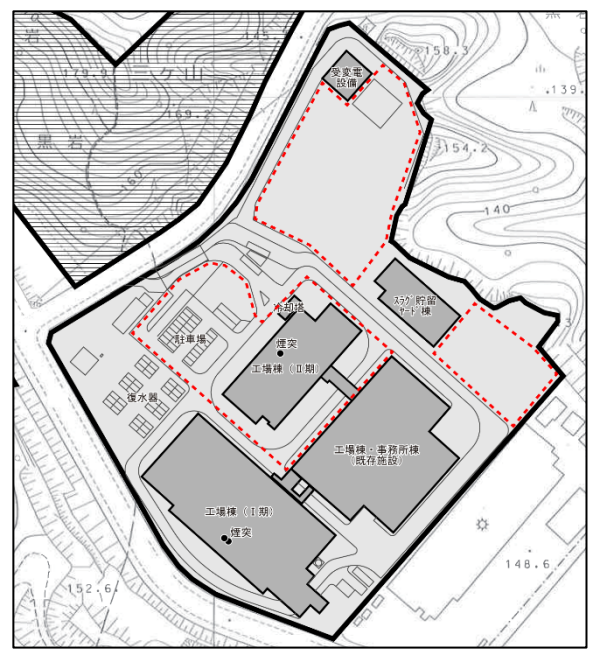
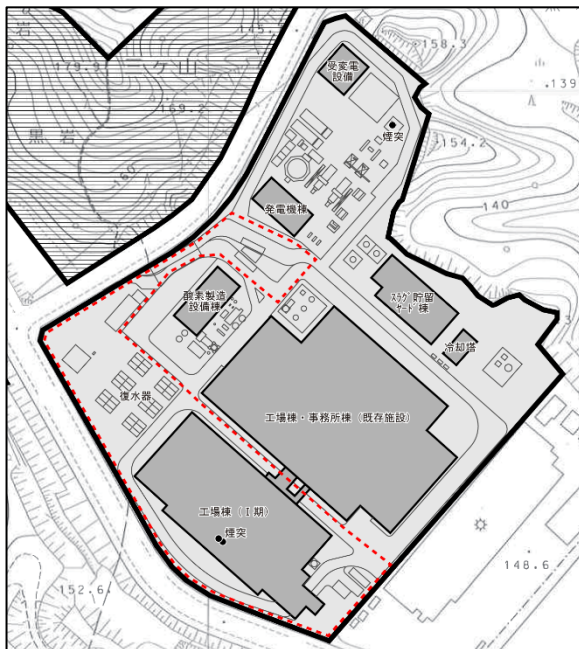
【調査計画書の内容】



【変更後の内容】

< I 期 >

< II 期 >



： I 期整備範囲

： II 期整備範囲

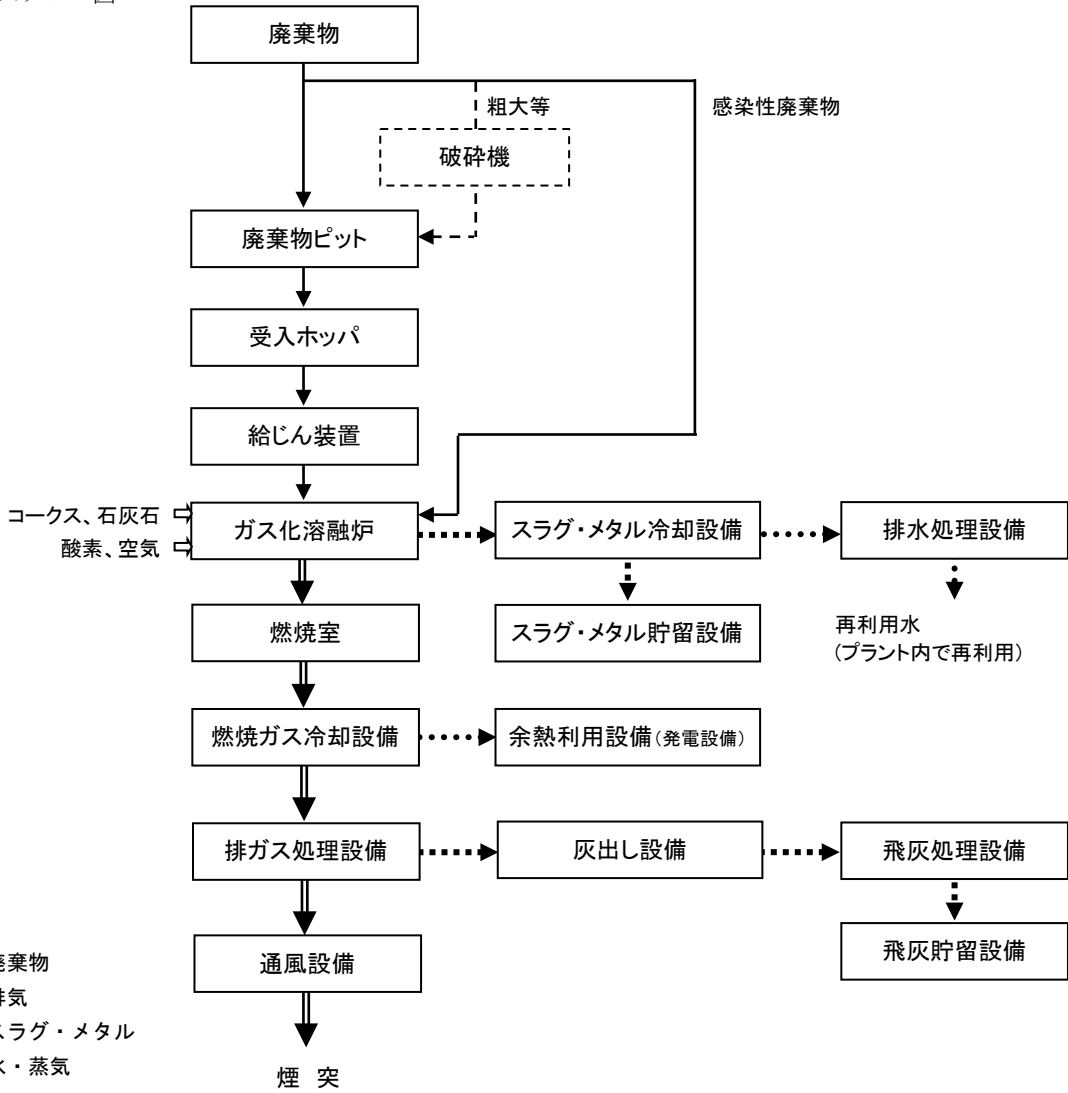
【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより施設配置を変更した。

別紙6 「第2章 6 対象事業の実施方法」…処理計画の変更

【調査計画書の内容】

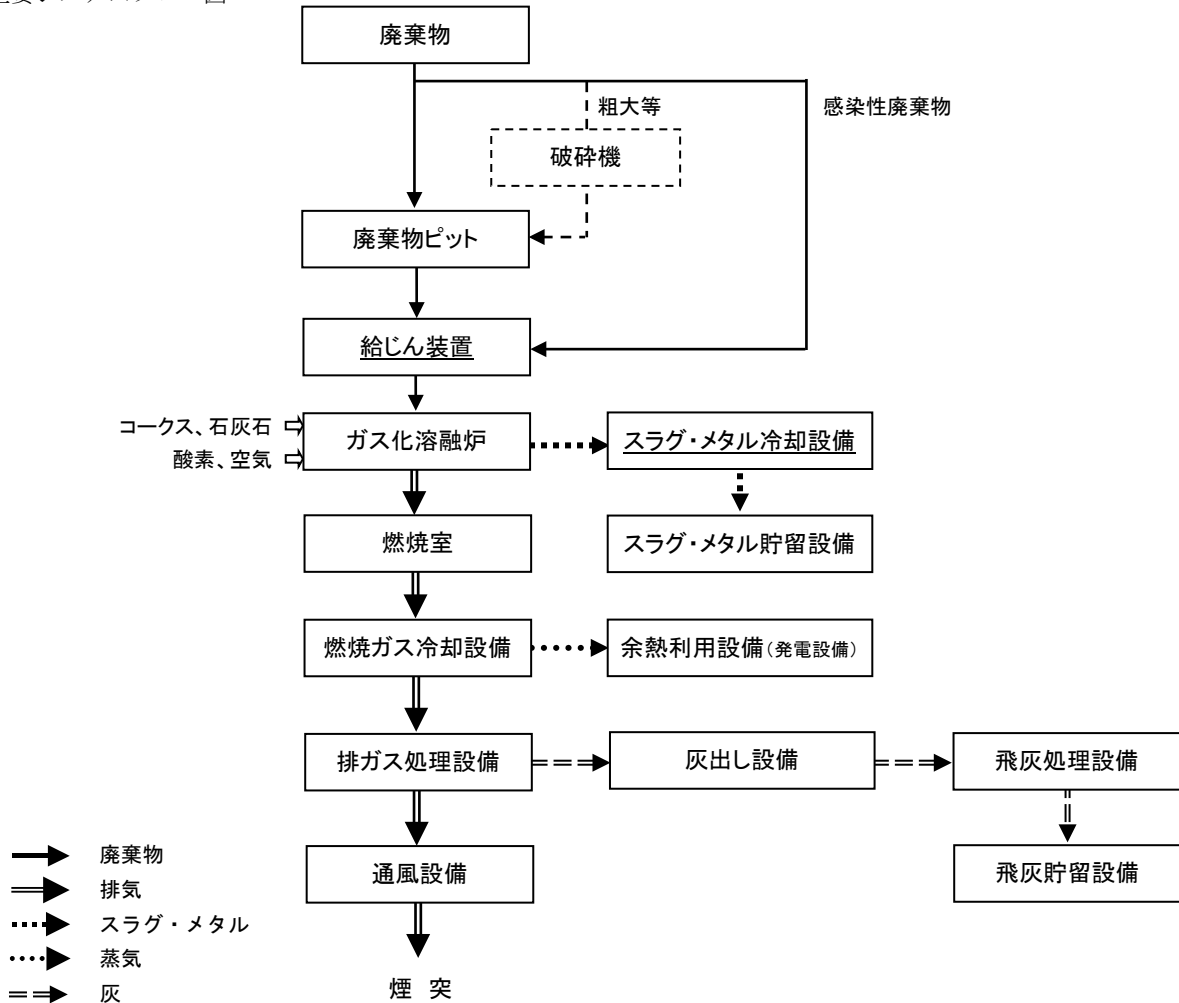
主要システムフロー図



品目 (※)	処理量 (t/日)	処理計画の概要
産業廃棄物・一般廃棄物（燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等）、特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ等）、特定有害産業廃棄物（鉱さい、汚泥等） ※本事業施設に適用される廃棄物処理法の技術基準、維持管理基準および本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定する。	675	<ul style="list-style-type: none"> • 廃棄物をコークス、石灰石とともに炉の上部から供給して熱分解・ガス化から熔融までを一気に行う一体・直接加熱方式のシャフト炉式ガス化溶解炉により廃棄物処理を行う。 • ごみはシャフト炉の頂部又は側面から供給され、シャフト炉上部から順次、乾燥・予熱、熱分解、燃焼しながらシャフト炉内を降下し、シャフト炉下部の近くにおける主送風部分で灰分、不燃分等が熔融される。さらにシャフト炉下部に達した熔融物は出滓口より間欠的又は連続的に排出される。 • 燃焼ガスの余熱を回収して蒸気タービン発電機で高効率発電を行い、余剰電力を外部供給する。 • スラグ、メタルは、有用物として回収・再資源化する。

【変更後の内容】

主要システムフロー図



品目 (※)	処理量 (t/日)	処理計画の概要
産業廃棄物・一般廃棄物（燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等）、特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ等）、特定有害産業廃棄物（鉱さい、汚泥等） ※本事業施設に適用される廃棄物処理法の技術基準、維持管理基準および本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定する。	675	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物をコークス、石灰石とともに炉の上部から供給して熱分解・ガス化から熔融までを一気に行う一体・直接加熱方式のシャフト炉式ガス化溶解炉により廃棄物処理を行う。 ・ごみはシャフト炉の頂部から供給され、シャフト炉上部から順次、乾燥・予熱、熱分解、燃焼しながらシャフト炉内を降下し、シャフト炉下部の近くにおける主送風部分で灰分、不燃分等が熔融される。さらにシャフト炉下部に達した熔融物は出滓口より間欠的に排出される。 ・燃焼ガスの余熱を回収して蒸気タービン発電機で高効率発電を行い、余剰電力を外部供給する。 ・スラグ、メタルは、有用物として回収・再資源化する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより処理計画の概要を変更した。

別紙7 「第2章 6 対象事業の実施方法」…湿り排出ガス量、乾き排出ガス量の変更、有害物質に係る排出濃度（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の追加

【調査計画書の内容】

項 目		計画施設	
煙突高さ	(m)	約 59	
煙突頂部の排出口の内径	(m)	約 1.0m×2 本(I 期)、1 本(II 期)	
湿り排出ガス量	(m ³ _N /h)	209,000	
乾き排出ガス量	(m ³ _N /h)	173,000	
排出ガス温度	(°C)	180	
排出ガス速度	(m/s)	20～30	
(通常運転時) 排出濃度	硫黄酸化物	(ppm)	50
	窒素酸化物	(ppm)	50
	塩化水素	(mg/m ³ _N)	100
	ダイオキシン類	(ng-TEQ/m ³ _N)	0.01
	ばいじん	(g/m ³ _N)	0.02
	水銀	(μg/m ³ _N)	30

注1)乾き排出ガスペース、酸素濃度12%換算値。

注2)計画施設の排出濃度の具体的な値は本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定する。

【変更後の内容】

項 目		計画施設	
煙突高さ	(m)	約 59	
煙突頂部の排出口の内径	(m)	約 1.0m×2 本(I 期)、1 本(II 期)	
湿り排出ガス量	(m ³ _N /h)	<u>196,000 (I 期)</u>	
		<u>98,000 (II 期)</u>	
		<u>294,000 (合計)</u>	
乾き排出ガス量	(m ³ _N /h)	<u>165,000 (I 期)</u>	
		<u>82,500 (II 期)</u>	
		<u>247,500 (合計)</u>	
排出ガス温度	(°C)	180	
排出ガス速度	(m/s)	20～30	
排出濃度 (通常運転時) 注1)、注2)	硫黄酸化物	(ppm)	50
	窒素酸化物	(ppm)	50
	塩化水素	(mg/m ³ _N)	100
	ダイオキシン類	(ng-TEQ/m ³ _N)	0.01
	ばいじん	(g/m ³ _N)	0.02
	水銀	(μg/m ³ _N)	30
	カドミウム及びその化合物	(mg/m ³ _N)	<u>1.0</u>
	ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素	(mg/m ³ _N)	<u>10</u>
	鉛及びその化合物	(mg/m ³ _N)	<u>10</u>

注1)乾き排出ガスペース、酸素濃度12%換算値。

注2)計画施設の排出濃度の具体的な値は本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより湿り排出ガス量、乾き排出ガス量を変更した。また、調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生する有害物質等の可能性等を踏まえ、有害物質に係る排出濃度（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）を追加した。

別紙8 「第2章 6 対象事業の実施方法」…排出ガス処理計画の概要の変更

【調査計画書の内容】

計画施設
<ul style="list-style-type: none">・排ガス処理設備により、煙突からの排ガスに関して、基準値以下にする。・ダイオキシン類に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させることにより、ダイオキシン類を分解するとともに、減温塔で燃焼ガスを急速冷却することにより、再合成を防止し、その発生を抑制する。

【変更後の内容】

計画施設
<ul style="list-style-type: none">・排ガス処理設備により、煙突からの排ガスに関して、基準値以下にする。・窒素酸化物に関しては、触媒（アンモニア水吹込み）による脱硝を行う。・塩化水素及び硫黄酸化物に関しては、消石灰による脱塩・脱硫を行う。・水銀に関しては、活性炭により吸着除去する。・ばいじんに関しては、ろ過式集じん器による捕集、除去を行う。・ダイオキシン類に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させることにより、ダイオキシン類を分解するとともに、減温塔で燃焼ガスを急速冷却することにより、再合成を防止し、その発生を抑制する。また、活性炭による吸着除去や触媒による分解を行う。・特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生するガスに含まれる有害物質等に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させること等により分解する。・微小粒子状物質に関しては、排ガス処理設備におけるバグフィルタにより捕集除去する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより、排出ガス処理計画の概要を追加した。また、調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生する有害物質等の可能性等を踏まえ、有害物質に係る排出濃度（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）を追加したため、対象の処理計画の内容に関して追記した。

別紙9 「第2章 6 対象事業の実施方法」…悪臭防止計画の変更

【調査計画書の内容】

計画施設
<p><廃棄物ピット></p> <ul style="list-style-type: none">・廃棄物ピット内より空気を吸引して燃焼用空気として使用したり、ピット屋上に設置する活性炭脱臭方式の装置による脱臭処理・大気拡散を併用したりする。 <p><投入扉></p> <ul style="list-style-type: none">・廃棄物ピットへの投入口には投入扉又はシャッターを設置し、廃棄物ピット外への臭気の拡散を防止する。 <p><プラットホーム></p> <ul style="list-style-type: none">・プラットホームは建物で遮蔽し、外部への臭気の拡散を防止する。・搬入出入口には開閉扉又はシャッターを設置し、臭気的外部への漏洩を防止する。 <p><廃棄物貯留ヤード></p> <ul style="list-style-type: none">・臭気に配慮し、ヤードは建物で遮蔽する。

【変更後の内容】

計画施設
<p><廃棄物ピット></p> <ul style="list-style-type: none">・廃棄物ピット内より空気を吸引して燃焼用空気として使用する。<u>必要に応じて、ピット屋上に設置する活性炭脱臭方式の装置による脱臭処理・大気拡散を使用する。</u> <p><投入扉></p> <ul style="list-style-type: none">・廃棄物ピットへの投入口には投入扉又はシャッターを設置し、廃棄物ピット外への臭気の拡散を防止する。 <p><プラットホーム></p> <ul style="list-style-type: none">・プラットホームは建物で遮蔽し、外部への臭気の拡散を防止する。・搬入出入口には開閉扉又はシャッターを設置し、臭気的外部への漏洩を防止する。 <p><廃棄物貯留ヤード></p> <ul style="list-style-type: none">・臭気に配慮し、ヤードは建物で遮蔽する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより、悪臭防止計画を変更した。

別紙10 「第2章 6 対象事業の実施方法」…低炭素化計画の変更

【調査計画書の内容】

計画施設では、低炭素社会への貢献を図るため、以下に示す計画を検討している。

- ・ 高効率の廃棄物発電設備を設置する等、蒸気等の有効活用を図る。
- ・ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。

【変更後の内容】

計画施設では、低炭素社会への貢献を図るため、以下に示す計画を検討している。

- ・ 高効率の廃棄物発電設備を導入し、効率的な発電を行う。
- ・ 廃熱回収し有効利用することで、省エネルギー化に努める。
- ・ 廃棄物を資源化し、バージン材の製造・消費を抑制させることで社会全体の二酸化炭素排出量を低減させる
- ・ 二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、経済合理的に採用可能な技術について検討する

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより、低炭素化計画を変更した。

別紙11 「第2章 6 対象事業の実施方法」…工事工程の変更

【調査計画書の内容】

項目 \ 年度	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
計画施設建替工事			→	供用開始				
既存施設解体工事				→				
計画施設増設工事					→			供用開始

【変更後の内容】

項目 \ 年度	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
計画施設（Ⅰ期）	事前工事・建替工事	→		供用開始					
既存施設				解体工事	→				
計画施設（Ⅱ期）						増設工事	→		供用開始

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより、計画施設（Ⅰ期）の事前工事・建替工事及び供用開始時期、既存施設の解体工事、計画施設（Ⅱ期）の増設工事及び供用開始時期が変更となった。

別紙 12 「第 3 章 2 環境影響評価項目」…大気質に係る有害物質等（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の追加

【調査計画書の内容】

項 目		環境影響要因の区分	選定した理由
大気質	大気質に係る有害物質等	存在・供用時	供用後の施設の稼働に伴い大気質に係る有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類）が発生し、大気質への影響が懸念されるため選定する。

【変更後の内容】

項 目		環境影響要因の区分	選定した理由
大気質	大気質に係る有害物質等	存在・供用時	供用後の施設の稼働に伴い大気質に係る有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、 <u>カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物</u> ）が発生し、大気質への影響が懸念されるため選定する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、環境影響評価項目の大気質に係る有害物質等に、カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物を追加した。

別紙 13 「第 4 章 1 大気質」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容		調査地域・地点	使用する主な資料	備考
一般環境大気質の状況、 沿道大気質の状況	二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、非メタン炭化水素、ダイオキシン類、水銀、カドミウム、鉛	計画地及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染常時監視測定結果報告書」(埼玉県) 「ダイオキシン類大気常時監視結果について」(埼玉県) 「大気環境調査事業報告書」(埼玉県環境部大気環境課) 「彩の国資源循環工場運営協定書に基づく環境調査」(埼玉県) 	最新の資料を参考とする。
地上気象の状況	風向・風速		<ul style="list-style-type: none"> 「過去の気象データ・ダウンロード」(気象庁) 「埼玉県環境整備センター提供資料」 	
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況			<ul style="list-style-type: none"> 地形図 「土地分類調査報告書(寄居)」(埼玉県) 	
その他の予測・評価 に必要な事項	既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 学校、病院、その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況		<ul style="list-style-type: none"> 地形図 「埼玉県学校便覧」(埼玉県) 「埼玉県内公共図書館等一覧」(埼玉県) 「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県) 「病院・救急診療所名簿」(埼玉県) 「寄居町 地図でさがす 施設一覧」(寄居町) 「おがわ(施設)マップ」(小川町) 「環境アセスメントデータベース”EADAS”」「基盤地図 住宅データ」(環境省) 	

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 14 「第 4 章 1 大気質」…一般環境大気質の調査項目（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の追加

【調査計画書の内容】

調査内容	調査方法	調査地域・地点	調査期間等
一般環境大気質の状況	二酸化窒素	調査地域は、事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、計画地及びその周辺とする。調査地点は、計画地内 1 地点及び計画地周辺 4 地点とする。	4 季 × 7 日間連続
	二酸化硫黄		
	浮遊粒子状物質		
	微小粒子状物質		
	ダイオキシン類		
	水銀		
	塩化水素		
	浮遊粉じん		

【変更後の内容】

調査内容	調査方法	調査地域・地点	調査期間等
一般環境大気質の状況	二酸化窒素	調査地域は、事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、計画地及びその周辺とする。 調査地点は、計画地内1地点及び計画地周辺4地点とする。	4季各1回、 各季7日間
	二酸化硫黄		
	浮遊粒子状物質		
	微小粒子状物質		
	ダイオキシン類		
	水銀		
	塩化水素		
	浮遊粉じん		
	カドミウム及びその化合物		2季各1回 (夏季、冬季)、 各季24時間
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素		
	鉛及びその化合物		

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、一般環境大気質の調査項目として大気質に係る有害物質等であるカドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物を追加した。

別紙 15 「第 4 章 1 大気質」…施設の稼働に伴う大気質への影響の予測項目（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の追加

【調査計画書の内容】

予測内容	予測項目	予測方法	予測地域・地点	予測対象時期
建設機械の稼働に伴う大気質への影響	・二酸化窒素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地域は現地調査地域と同様とし、排出源の高さから予測される最大着地濃度の出現地点を含む範囲とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、建設機械の稼働による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
	・粉じん	粉じんが飛散する可能性のある気象条件の整理、環境保全措置、現地調査結果を踏まえて、定性的に予測を行う。	予測地域は計画地及びその周辺とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、掘削等により裸地面積が最大となる時期とする。
資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響	・二酸化窒素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点と同様とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、資材運搬等の車両の走行による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
施設の稼働に伴う大気質への影響 ^{注)}	・二酸化窒素 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・ダイオキシン類 ・水銀 ・塩化水素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地域は現地調査地域と同様とし、排出源の高さから予測される最大着地濃度の出現地を含む範囲とする。	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とする。
廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響 ^{注)}	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・炭化水素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点と同様とする。	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とする。

【変更後の内容】

予測内容	予測項目	予測方法	予測地域・地点	予測対象時期
建設機械の稼働に伴う大気質への影響	・二酸化窒素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地域は現地調査地域と同様とし、排出源の高さから予測される最大着地濃度の出現地点を含む範囲とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、建設機械の稼働による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
	・粉じん	粉じんが飛散する可能性のある気象条件の整理、環境保全措置、現地調査結果を踏まえて、定性的に予測を行う。	予測地域は計画地及びその周辺とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、掘削等により裸地面積が最大となる時期とする。
資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響	・二酸化窒素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点と同様とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、資材運搬等の車両の走行による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
施設の稼働に伴う大気質への影響 ^{注)}	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・ダイオキシン類 ・水銀 ・塩化水素 ・カドミウム及びその化合物 ・ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 ・鉛及びその化合物 	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地域は現地調査地域と同様とし、排出源の高さから予測される最大着地濃度の出現地を含む範囲とする。	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とする。
廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響 ^{注)}	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・炭化水素 	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点と同様とする。	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とする。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、施設の稼働に伴う大気質への影響の予測項目として大気質に係る有害物質等であるカドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物を追加した。

別紙 16 「第 4 章 2 騒音・低周波音」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容		調査地域・地点	使用する主な資料	備考
環境騒音		計画地及びその周辺とする。	・「彩の国資源循環工場運営協定書に基づく環境調査」(埼玉県)	最新の資料を参考とする。
道路交通騒音			・「自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(埼玉県)	
道路交通の状況			・「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(埼玉県)	
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況			・地形図 ・「土地分類調査報告書(寄居)」(埼玉県)	
その他の予測・評価に必要な事項	既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況		・地形図	
	学校、病院、その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	・「埼玉県学校便覧」(埼玉県) ・「埼玉県内公共図書館等一覧」(埼玉県) ・「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県) ・「病院・救急診療所名簿」(埼玉県) ・「寄居町 地図でさがす 施設一覧」(寄居町) ・「おがわ(施設)マップ」(小川町) ・「環境アセスメントデータベース”EADAS”「基盤地図 住宅データ」」(環境省)		

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 17 「第 4 章 2 騒音・低周波音」…低周波音の現地調査期間・頻度の変更

【調査計画書の内容】

調査内容	調査方法	調査地域・地点	調査期間・頻度
環境騒音	「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に定める測定方法に基づき、 L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} を測定する。	計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする。 ^{注)}	2 回、平日 24 時間 (稼働時、非稼働時)
道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める測定方法に基づき、 L_{eq} 、 L_5 、 L_{50} 、 L_{95} を測定する。	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主な走行ルート上の沿道 2 地点とする。	1 回、平日 24 時間
低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年、環境庁)に定める測定方法に基づき、1/3 オクターブバンド音圧レベル、G 特性音圧レベルを測定する。	計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする。 ^{注)}	1 回、平日 24 時間
自動車交通量・車速	自動車交通量は、ハンドカウンターを用いて、大型車・小型車・自動二輪車の 3 車種別・方向別・時間別に測定する。車速は、大型車・小型車(1 時間毎に各 10 台ずつ)を対象として、方向別に、一定区間を走行する時間をストップウォッチで計測し、走行速度を算出する。	道路交通騒音と同地点とする。	1 回、平日 24 時間

【変更後の内容】

調査内容	調査方法	調査地域・地点	調査期間・頻度
環境騒音	「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に定める測定方法に基づき、 L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} を測定する。	計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする。 ^{注)}	2 回、平日 24 時間 (稼働時、非稼働時)
道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める測定方法に基づき、 L_{eq} 、 L_5 、 L_{50} 、 L_{95} を測定する。	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主な走行ルート上の沿道 2 地点とする。	1 回、平日 24 時間
低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年、環境庁)に定める測定方法に基づき、1/3 オクターブバンド音圧レベル、G 特性音圧レベルを測定する。	計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする。 ^{注)}	<u>2 回、平日 24 時間</u> (稼働時、非稼働時)
<u>道路交通の状況</u>	自動車交通量は、ハンドカウンターを用いて、大型車・小型車・自動二輪車の 3 車種別・方向別・時間別に測定する。車速は、大型車・小型車(1 時間毎に各 10 台ずつ)を対象として、方向別に、一定区間を走行する時間をストップウォッチで計測し、走行速度を算出する。	道路交通騒音と同地点とする。	1 回、平日 24 時間

【変更箇所】

環境騒音と同様の調査期間・頻度に変更した。また、調査内容の名称を「埼玉県環境影響評価技術指針 手引(平成 30 年改正対応版)」(平成 31 年 3 月、埼玉県)の用語に合わせ修正した。

別紙 18 「第 4 章 3 振動」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容		調査地域・地点	使用する主な資料	備考
環境振動		計画地及びその周辺	・「彩の国資源循環工場運営協定書に基づく環境調査」(埼玉県)	最新の資料を参考とする。
道路交通振動			・「自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(埼玉県)	
振動の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況			・地形図 ・「土地分類調査報告書(寄居)」(埼玉県)	
その他の予測・評価に必要な事項	既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況		・地形図	
	学校、病院、その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況		・「埼玉県学校便覧」(埼玉県) ・「埼玉県内公共図書館等一覧」(埼玉県) ・「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県) ・「病院・救急診療所名簿」(埼玉県) ・「寄居町 地図でさがす 施設一覧」(寄居町) ・「おがわ(施設) マップ」(小川町) ・「環境アセスメントデータベース”EADAS”」「基盤地図 住宅データ」(環境省)	

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 19 「第 4 章 4 悪臭」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容		調査地域・地点	使用する主な資料	備考
臭気濃度（臭気指数）、 特定悪臭物質	既存の発生源 （固定発生源、 移動発生源）の 状況	計画地及びその周辺 とする。	・「彩の国資源循環工場運営協定書に基づく 環境調査」（埼玉県）	最新の 資料を 参考と する。
大気の流れ、拡散等に 影響を及ぼす地形・地 物の状況			・地形図 ・「土地分類調査報告書（寄居）」（埼玉県）	
その他の予測・評価 に必要な事項			・地形図	
学校、病院、その 他の環境保全の 配慮が特に必要 な施設及び住宅 の分布状況			・「埼玉県学校便覧」（埼玉県） ・「埼玉県内公共図書館等一覧」（埼玉県） ・「埼玉県医療機能情報提供システム」（埼 玉県） ・「病院・救急診療所名簿」（埼玉県） ・「寄居町 地図でさがす 施設一覧」（寄 居町） ・「おがわ（施設）マップ」（小川町） ・「環境アセスメントデータベ ース”EADAS”」「基盤地図 住宅データ」 （環境省）	

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 20 「第 4 章 5 水質」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容	調査地域・地点	使用する主な資料	備考
公共用水域の水質、 水象	計画地及びその周辺 とする。	・「公共用水域及び地下水の水質測定結果」 (埼玉県)	最新の 資料を 参考と する。

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 21 「第 4 章 7 動物」…哺乳類、魚類、底生動物の調査方法及び調査地点の追加、昆虫類の調査方法、調査地点及び調査時期の追加

【調査計画書の内容】

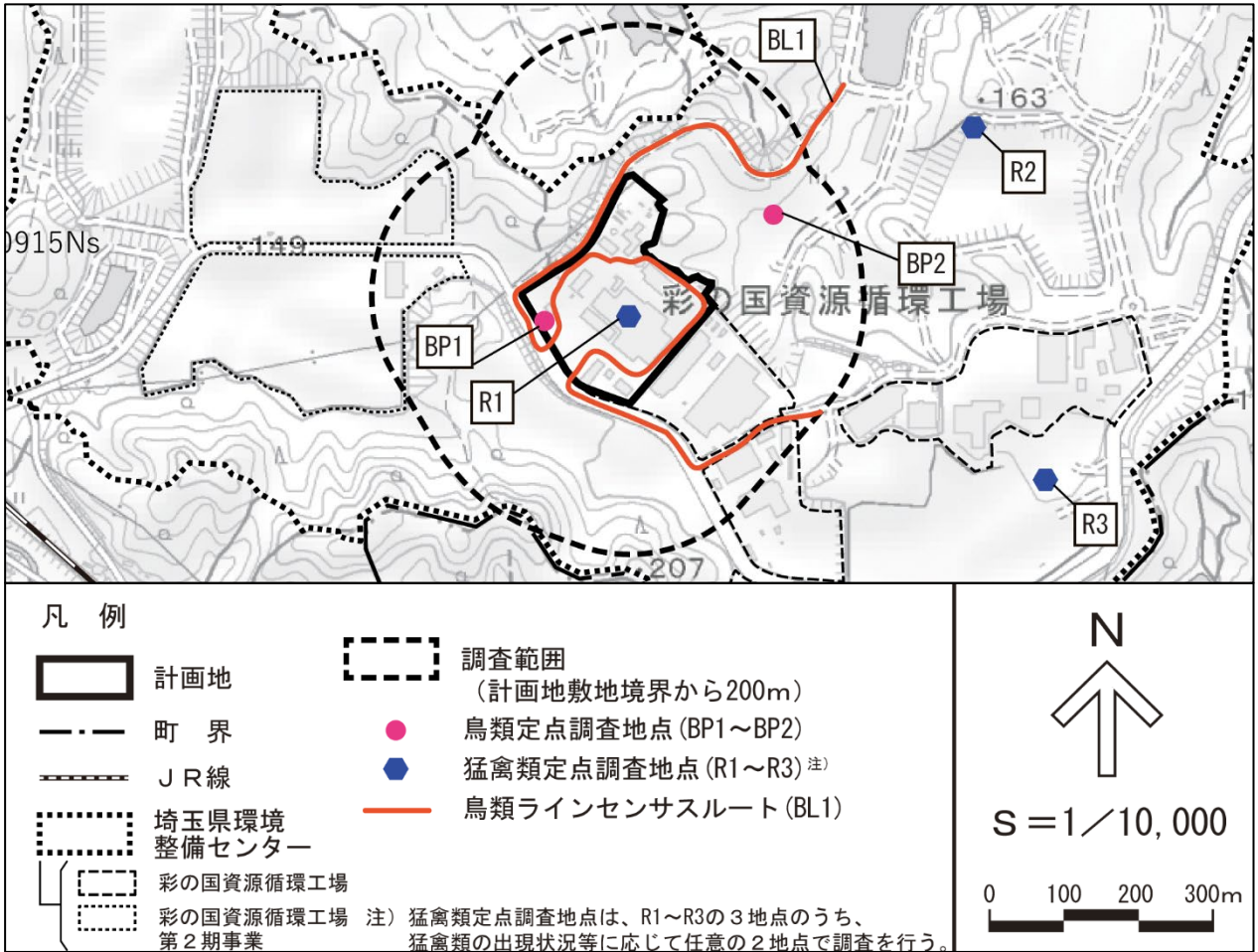
・現地調査の内容

調査内容・調査対象		調査方法	調査地域・地点	調査期間・頻度	
動物相の状況、保全すべき種の状況	哺乳類	直接観察法 フィールドサイン法 無人撮影法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。 無人撮影装置は、哺乳類の利用が想定される任意の 3 地点に設置する。	4 季各 1 回 (春季・夏季・秋季・冬季)	
	鳥類	鳥類全般 (猛禽類を除く)	任意観察法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。 ラインセンサスは主に計画地と周辺を通る 1 ルート、 定点観察は、調査地域を見渡せる 2 地点とする。 なお、猛禽類の繁殖が想定される場合は、その範囲を対象に林内踏査を行う。	5 季各 1 回 (春季・繁殖期・夏季・秋季・冬季)
			ラインセンサス法		
		猛禽類	定点観察法		1 月～7 月の毎月 2 日連続
	両生類・爬虫類		直接観察法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。	4 季各 1 回 (早春季・春季・夏季・秋季)
	魚類	直接観察法 捕獲調査法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲の水域とする。	2 季各 1 回 (春季・夏季)	
	底生動物	直接観察法 任意採集法			
昆虫類	直接観察法 任意採集法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。	4 季各 1 回 (春季・初夏・夏季・秋季)		

・現地調査地点一覧

調査対象	調査地点名		選定理由	
鳥類	鳥類全般 (猛禽類を除く)	BL1	鳥類ラインセンサスルート	計画地及びその周辺において代表的な環境である緑地における鳥類相が把握できるルートとして選定する。
		BP1～2	鳥類定点調査地点	計画地及びその周辺において計画地内の緑地を見渡せる地点として選定する。
	猛禽類	R1～R3 ^{注)}	猛禽類定点調査地点	計画地及びその周辺において調査地域を広く見渡せる地点として選定する。

・ 現地調査地点



【変更後の内容】

・現地調査の内容

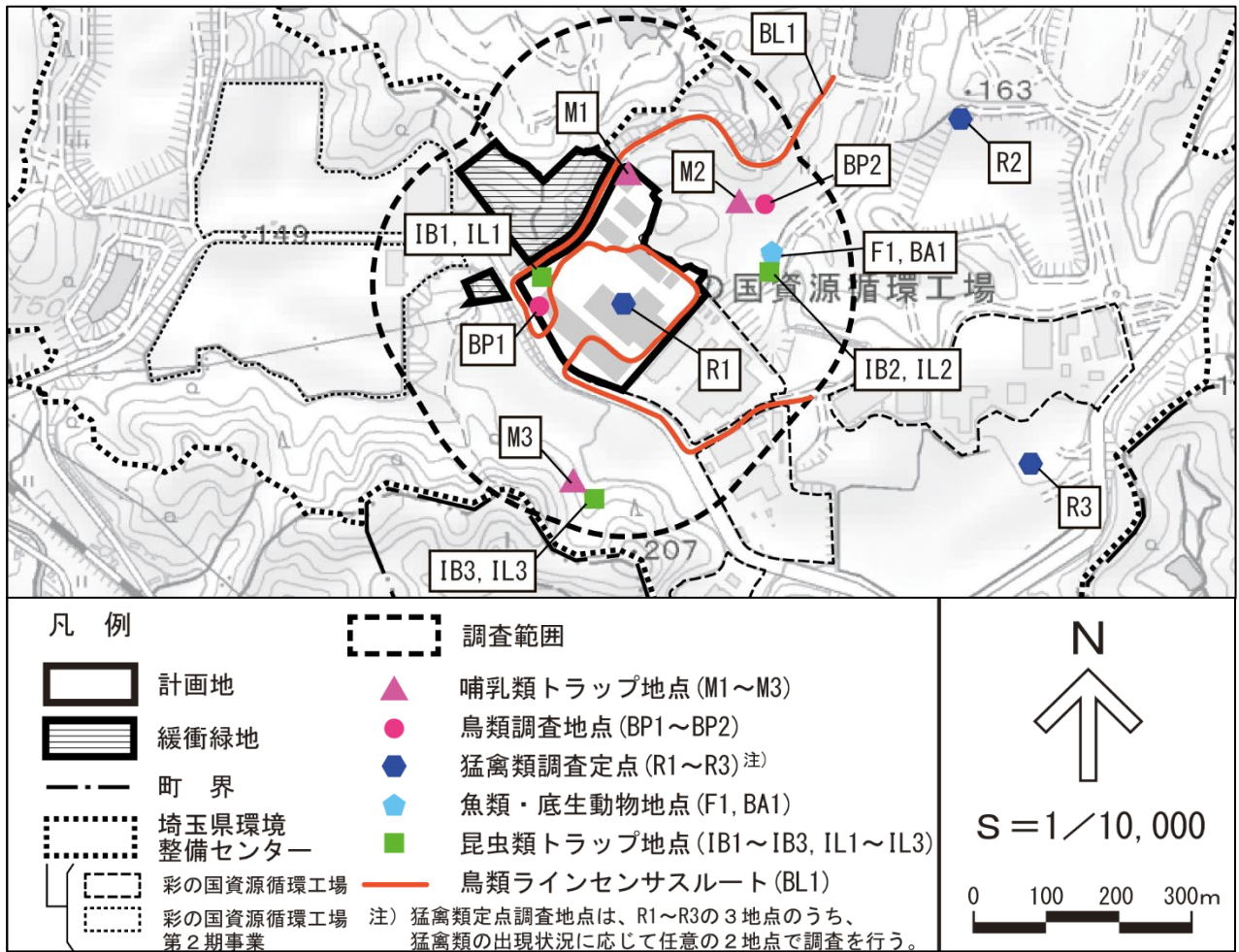
調査内容・調査対象		調査方法	調査地域・地点	調査期間・頻度	
動物相の状況、保全すべき種の状況	哺乳類	直接観察法 フィールドサイン法 無人撮影法 トラップ法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。無人撮影装置は、哺乳類の利用が想定される任意の 3 地点に設置する。 トラップは、植栽環境、草地環境、樹林環境の 3 地点に設置する。	4 季各 1 回 (春季・夏季・秋季・冬季)	
	鳥類	鳥類全般 (猛禽類を除く)	任意観察法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。ラインセンサスは主に計画地と周辺を通る 1 ルート、定点観察は、調査地域を見渡せる 2 地点とする。 なお、猛禽類の繁殖が想定される場合は、その範囲を対象に林内踏査を行う。	5 季各 1 回 (春季・繁殖期・夏季・秋季・冬季)
			ラインセンサス法		
		猛禽類	定点観察法		1 月～7 月の毎月 2 日連続
	両生類・爬虫類		直接観察法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。	4 季各 1 回 (早春季・春季・夏季・秋季)
	魚類	直接観察法 捕獲調査法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲の水域とする。	調査地点は、計画地北側を流れる水路の 1 地点とする。	2 季各 1 回 (春季・夏季)
	底生動物	直接観察法 任意採集法 定量採集法			
昆虫類		直接観察法 任意採集法 トラップ法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。 トラップは、植栽環境、草地環境、樹林環境の 3 地点に設置する。	5 季各 1 回 (春季・初夏・夏季・秋季・冬季)	

・現地調査地点一覧

調査対象	調査地点名		選定理由	
哺乳類	M1～3	哺乳類トラップ地点 ・計画地内の植栽環境(M1) ・周辺の草地環境(M2)、樹林環境(M3)	計画地及びその周辺において代表的な環境である植栽環境、草地環境、樹林環境におけるネズミ類等の小型哺乳類が把握できる地点として選定する。	
鳥類	鳥類全般 (猛禽類を除く)	BL1	鳥類ラインセンサスルート	計画地及びその周辺において代表的な環境である緑地における鳥類相が把握できるルートとして選定する。
		BP1～2	鳥類定点調査地点	計画地及びその周辺において計画地内の緑地を見渡せる地点として選定する。
	猛禽類	R1～R3 <small>注)</small>	猛禽類定点調査地点	計画地及びその周辺において調査地域を広く見渡せる地点として選定する。
魚類・底生動物	F1 BA1	魚類・底生動物定量採集地点	計画地北側を流れる水路内の地点として選定する。	
昆虫類	IB1～3 IL1～3	昆虫類トラップ地点 ・計画地内の植栽環境(IB1, IL1) ・周辺の草地環境(IB2, IL2)、樹林環境 (IB3, IL3)	計画地及びその周辺において代表的な環境である植栽環境、草地環境、樹林環境における昆虫類相が把握できる地点として選定する。	

※下線部が変更箇所である。

・ 現地調査地点



【変更箇所】

調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、哺乳類、魚類、底生動物の調査方法及び調査地点、昆虫類の調査方法、調査地点及び調査時期を追加した。

別紙 22「第 4 章 10 景観」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容	調査地域・地点	使用する主な資料	備考
その他の予測・評価に必要な事項	計画地及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none">・地形図・「埼玉県内の国・県指定等文化財」（埼玉県）・「寄居町都市計画図」・「小川町都市計画図」・「深谷市都市計画図」	最新の資料を参考とする。

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 23「第 4 章 1 2 電波障害」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容		調査地域・地点	使用する主な資料	備考
その他の予測・評価 に必要な事項	地形、工作物の 状況	計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・地形図 ・「土地分類調査報告書（寄居）」（埼玉県） ・「環境アセスメントデータベース”EADAS” 「基盤地図 住宅データ」」（環境省） 	最新の資料を参考とする。
	住宅等の分布 状況			

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

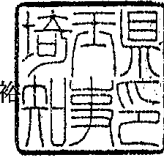
指令環政第894号

オリックス資源循環株式会社

令和4年3月11日付けで申請のあった彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事に係る環境影響評価調査計画書の記載事項の変更に係る手続等の免除承認については、埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和4年3月22日

埼玉県知事 大野 元 裕



様式第5号（1）（第21条関係）

準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和5年1月13日

（あて先）

埼玉県知事 大野 元裕 様

名 称：オリックス資源循環株式会社

代表者の氏名：代表取締役 有元 健太郎

所 在 地：埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313

電 話 番 号：048-582-0871（担当：事業推進部 漆原）

準備書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事
行わない手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部（ ）
申 請 理 由	準備書についての知事意見等を勘案・配慮し、対象事業の実施方法の記載、環境影響評価の調査項目及び調査方法、調査・予測・評価、環境保全のための措置、事後調査計画の内容を検討し直したため。

変更内容検討書

令和5年1月13日作成

1 対象事業の名称

彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事

2 変更の内容

表1(1) 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	準備書の内容	変更後の内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2.6 対象事業の実施方法 (1) 施設計画	別紙1参照	別紙1参照	住民等の意見に対応して、既存施設から計画施設への炉や煙突の変化について記載した。(準備書p.2-5)
(6) 低炭素化計画	別紙2参照	別紙2参照	知事意見に対応して、温室効果ガス排出量の削減の観点から、計画施設での溶融に使用するコークス量の削減等も含めて検討する旨を記載した。(準備書p.2-32)
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法			
8.2 調査方法 (6) 土壌 1) 調査方法	別紙3参照	別紙3参照	知事意見に対応して、土壌の調査方法として既存資料調査を追加し、土壌の状況及びその他の予測・評価に必要な事項(計画地の土地利用の履歴)の調査方法を記載した。(準備書p.8-35)
2) 予測	別紙3参照	別紙3参照	知事意見に対応して、上記の既存資料調査の結果も踏まえて予測を行うことを記載した。(準備書p.8-37)
第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
9.6 土壌 (1) 調査 1) 調査内容 ① 土壌の状況	別紙4参照	別紙4参照	本調査では、農用地についてのみ環境基準が定められている項目(銅)については、計画地が農用地ではないことから調査項目から除いたことが分かるよう、表現を修正した。(準備書p.9.6-1)
2) 調査方法 3) 調査地域・調査地点 4) 調査期間 5) 調査結果	別紙5参照	別紙5参照	知事意見に対応して、土壌の調査方法として既存資料調査を追加し、土壌の状況及びその他の予測・評価に必要な事項(計画地の土地利用の履歴)の調査方法について具体的に記載するとともに、その調査結果を記載した。(準備書p.9.6-1~4)
(2) 予測 1) 造成等の工事に伴う土壌の影響 ⑤ 予測結果	別紙5参照	別紙5参照	上記の既存資料調査の結果を踏まえた予測結果に修正した。(準備書p.9.6-5)
(3) 評価 2) 評価結果 ② 基準・目標等との整合の観点 (ア) 造成等の工事に伴う土壌の影響	別紙5参照	別紙5参照	上記の予測結果を踏まえた評価結果に修正した。(準備書p.9.6-8)

表 1 (2) 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	準備書の内容	変更後の内容	
第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果(つづき)			
9.7 動物 (2) 予測 1) 工事中及び存在・供用時における動物への影響 ⑥ 予測結果	別紙6参照	別紙6参照	知事意見に対応して、計画施設用地内の北側敷地境界沿いの樹林付近で確認されたヤマアカガエルについて、生息が確認された樹林付近の改変は行わないよう十分注意して工事を行うことを記載した。(準備書p.9.7-56)
9.13 廃棄物等 (2) 評価 1) 工事中の造成等の工事に伴う廃棄物等の影響 ② 評価結果 (ア) 回避・低減の観点	別紙7参照	別紙7参照	知事意見に対応して、廃棄物等に関する環境の保全のための措置として、工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定し、実施することを記載した。(準備書p.9.13-9)
9.14 温室効果ガス等 (1) 予測 3) 供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響 ⑦ (参考) 廃棄物処理の広域化・集約化による供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出削減の状況	別紙8参照	別紙8参照	知事意見に対応して、廃棄物処理の広域化・集約化を前提とした温室効果ガス排出削減の状況の予測評価結果について、広域化・集約化の対象とした焼却施設における焼却に係る燃料の違い(燃料としてコークスを用いる熔融炉と広域化対象焼却炉における燃料の違いに伴う二酸化炭素発生量の差)及び温熱利用に係る燃料消費分(広域化対象焼却炉における現在の熱回収が行われなくなることに伴う現状の熱利用施設の維持のための燃料消費量)についても考慮して再検証し、その結果を記載した。(準備書p.9.14-13~24)
(2) 評価 2) 施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガスの影響 ② 評価結果 (ア) 回避・低減の観点	別紙8参照	別紙8参照	知事意見に対応して、温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置として、計画施設での熔融に使用するコークス量の削減等も含めて検討する旨を記載した。(準備書p.9.14-31)
(イ) 基準・目標等との整合の観点	別紙8参照	別紙8参照	上記の広域化・集約化による供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出削減の状況の予測結果や環境の保全のための措置を踏まえ、評価結果を修正した。(準備書p.9.14-32)
第10章 環境の保全のための措置			
(13) 廃棄物等	別紙9参照	別紙9参照	「第9章 9.13廃棄物等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した。(準備書p.10-12)
(14) 温室効果ガス等	別紙10参照	別紙10参照	「第9章 9.14温室効果ガス等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した。(準備書p.10-13)

表 1 (3) 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	準備書の内容	変更後の内容	
第11章 対象事業の実施による影響の総合的な評価			
・土壌	別紙11参照	別紙11参照	「第9章 9.6土壌」に記載した評価結果の内容を反映した。(準備書p. 11-12)
・廃棄物等	別紙12参照	別紙12参照	「第9章 9.13廃棄物等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した。(準備書p. 11-20)
・温室効果ガス等	別紙13参照	別紙13参照	「第9章 9.14温室効果ガス等」に記載した評価結果及び環境の保全のための措置の内容を反映した。(準備書p. 11-22)
第12章 事後調査の計画			
12.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由 (1) 事後調査項目の選定	別紙14参照	別紙14参照	知事意見により「現在、図書に記載されている白色を基調とした施設について、彩度と明度が低くなるよう再検討し、できる限り具体的な計画を反映したモニタージュを評価書に記載すること。」という意見を頂いた。しかし現在、計画施設の基本設計の段階であり、評価書時点においては計画施設の外装の彩度、明度を具体的に示せないため、ご意見を踏まえ、今後の詳細設計において計画施設の彩度と明度を検討するとともに、景観を事後調査項目として選定し、事後調査書(供用時)において実際の配慮の状況を確認することとした。(準備書p. 12-2)
(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由 ・土壌	別紙15参照	別紙15参照	「第9章 9.6土壌」に記載した予測評価結果の内容を踏まえ、土壌を事後調査項目から除外する理由を修正した。(準備書p. 12-4)
・景観	別紙15参照	別紙15参照	上記のとおり景観を事後調査項目として選定したことに伴い、事後調査項目から除外する項目及びその理由から景観を削除した。(準備書p. 12-5)
・自然とのふれあいの場	別紙15参照	別紙15参照	上記のとおり景観を事後調査項目として選定したことに伴い、自然とのふれあいの場を事後調査項目から除外する理由を修正した。(準備書p. 12-5)
12.2 事後調査の方法等 (5) 景観	別紙16参照	別紙16参照	上記のとおり景観を事後調査項目として選定したことに伴い、景観に関する事後調査の方法等を記載した。
12.4 事後調査の実施体制 (1) 事後調査書の提出時期	別紙17参照	別紙17参照	上記のとおり景観を事後調査項目として選定したことに伴い、事後調査の実施時期を示した一覧表に、景観の調査時期を追加した。(準備書p. 12-21)

3 変更の理由

準備書についての知事意見等を勘案・配慮し、対象事業の実施方法の記載内容の一部（既存施設から計画施設への炉や煙突の変化についての記載、低炭素化計画への追記）、土壌に係る環境影響評価の調査項目及び調査方法、土壌・動物・廃棄物等・温室効果ガス等に係る調査・予測・評価の内容、廃棄物等・温室効果ガス等に係る環境保全のための措置、景観に係る事後調査計画の内容を検討し直し、それぞれの内容を変更した。

4 変更後の関係地域

変更なし

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙3のとおり

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

別紙4～8のとおり

7 変更後の環境の保全のための措置

別紙9～10のとおり

8 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価

別紙11～13のとおり

9 変更後の事後調査の計画

別紙14～17のとおり

別紙1 「第2章 対象事業の目的及び概要 2.6 対象事業の実施方法 (1) 施設計画」

…既存施設から計画施設への炉や煙突の変化についての追記

【準備書の内容】

2.6 対象事業の実施方法

(1) 施設計画

施設計画の概要は表 2-3 に、施設配置図は図 2-2(1)～(3)に示すとおりである。

本事業では、計画施設の建替工事を行い、既存施設のごみピット等を残置しながら解体工事を行った後、増設工事を行い、計画施設を建設する計画である。

また、施設の各階平面図は図 2-3(1)～(9)に、断面図は図 2-4(1)～(2)に、立面図は図 2-5(1)～(4)に示すとおりである。

【変更後の内容】

2.6 対象事業の実施方法

(1) 施設計画

施設計画の概要は表 2-3 に、施設配置図は図 2-2(1)～(3)に示すとおりである。

本事業では、計画施設の建替工事を行い、既存施設のごみピット等を残置しながら解体工事を行った後、増設工事を行い、計画施設を建設する計画である。

また、施設の各階平面図は図 2-3(1)～(9)に、断面図は図 2-4(1)～(2)に、立面図は図 2-5(1)～(4)に示すとおりである。

なお、既存施設は炉が2炉であり、排出ガス処理設備が共通であるため煙突は1本であるが、計画施設は炉が3炉となり、排出ガス処理設備を個別とするため煙突は3本（Ⅰ期：2本、Ⅱ期：1本）となる計画である。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

住民等の意見に対応して、既存施設から計画施設への炉や煙突の変化について記載した。

別紙2 「第2章 対象事業の目的及び概要 2.6 対象事業の実施方法 (6) 低炭素化計画」
…計画施設での溶融に使用するコークス量の削減等の検討についての追記

【準備書の内容】

(6) 低炭素化計画

計画施設では、低炭素社会への貢献を図るため、以下に示す計画を検討している。

- ・ 高効率の廃棄物発電設備を導入し、効率的な発電を行う。
- ・ 廃熱回収し有効利用することで、省エネルギー化に努める。
- ・ 廃棄物を資源化し、バージン材の製造・消費を抑制させることで社会全体の二酸化炭素排出量を低減させる。
- ・ 二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、経済合理的に採用可能な技術について検討する。

【変更後の内容】

(6) 低炭素化計画

計画施設では、低炭素社会への貢献を図るため、以下に示す計画を検討している。

- ・ 高効率の廃棄物発電設備を導入し、効率的な発電を行う。
- ・ 廃熱回収し有効利用することで、省エネルギー化に努める。
- ・ 廃棄物を資源化し、バージン材の製造・消費を抑制させることで社会全体の二酸化炭素排出量を低減させる。
- ・ 二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、溶融に使用するコークス量の削減等も含め、経済合理的に採用可能な技術について検討する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

知事意見に対応して、温室効果ガス排出量の削減の観点から、計画施設での溶融に使用するコークス量の削減等も含めて検討する旨を記載した。

別紙3 「第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 8.2 調査方法 (6) 土壌」

…土壌の調査方法として既存資料調査の追加、予測方法として既存資料結果を踏まえる旨の追記

【準備書の内容】

－ (既存資料調査なし)

表 8.2-24 予測の内容

予測内容	予測方法	予測地域・地点	予測対象時期
造成等の工事に伴う土壌への影響	工事計画及び現地調査結果を基にして、造成等の工事に際して行う環境保全措置を明らかにすることにより、定性的に予測を行う。	掘削等の工事を行う区域とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、掘削等により土壌への影響が最大となる時期とする。
施設の稼働に伴う土壌への影響	(略)	(略)	(略)

【変更後の内容】

表 8.2-22 既存資料調査の内容

調査内容	調査地域・地点	使用する主な資料	備考
土壌の状況	計画地及びその周辺とする。	・「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」(埼玉県) ・既存施設資料	入手可能な資料を参考とする。
その他の予測・評価に必要な事項	計画地内とする。	・国土地理空中写真 ・「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」(埼玉県) ・彩の国資源循環工場ホームページ ・既存施設資料	

表 8.2-25 予測の内容

予測内容	予測方法	予測地域・地点	予測対象時期
造成等の工事に伴う土壌への影響	<u>既存資料調査結果並びに、</u> 工事計画及び現地調査結果を基にして、造成等の工事に際して行う環境保全措置を明らかにすることにより、定性的に予測を行う。	掘削等の工事を行う区域とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、掘削等により土壌への影響が最大となる時期とする。
施設の稼働に伴う土壌への影響	(略)	(略)	(略)

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

知事意見に対応して、土壌の調査方法として既存資料調査を追加し、土壌の状況及びその他の予測・評価に必要な事項(計画地の土地利用の履歴)の調査方法を記載した。また、知事意見に対応して、上記の既存資料調査の結果も踏まえて予測を行うことを記載した。

別紙4 「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.6 土壌

(1) 調査 1) 調査内容 ① 土壌の状況

…銅を調査項目から除いた理由の修正

【準備書の内容】

① 土壌の状況

工事中の造成等の工事、供用後の施設の稼働に伴う土壌への影響を予測・評価するため、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定める28項目及びダイオキシン類を調査した。

なお、環境基準が定められている項目のうち、カドミウム、砒素及び銅の含有量については、農用地である場合に調査を行う項目であり、計画地は過去から現在まで農用地であった履歴がないことから調査項目から除いた。

【変更後の内容】

① 土壌の状況

工事中の造成等の工事、供用後の施設の稼働に伴う土壌への影響を予測・評価するため、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に溶出基準が定められている28項目及びダイオキシン類を調査した。

なお、農用地についてのみ環境基準が定められている銅については、計画地が農用地ではないことから調査項目から除いた。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

本調査では、農用地についてのみ環境基準が定められている項目（銅）については、計画地が農用地ではないことから調査項目から除いたことが分かるよう、表現を修正した。

別紙5 「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.6 土壌

(1) 調査 2) 調査方法～5) 調査結果

(2) 予測 1) 造成等の工事に伴う土壌の影響 ⑤ 予測結果

(3) 評価 2) 評価結果 ② 基準・目標等との整合の観点 (ア) 造成等の工事に伴う土壌の影響」

…既存資料調査の方法、調査地域・調査地点、調査期間、調査結果の追加、
既存資料調査の結果を踏まえた予測・評価結果への修正

【準備書の内容】

－ (既存資料調査やその結果を踏まえた予測・評価結果の記載はない)

【変更後の内容】

(1) 調査

1) 調査内容

① 土壌の状況 (略)

② その他の予測・評価に必要な事項

計画地の土地利用の履歴を調査した。

2) 調査方法

① 土壌の状況

(ア) 既存資料調査

計画地を含む彩の国資源循環工場では、当該工場整備に係る造成事業や建設事業に着手する前に埼玉県環境影響評価条例（以下「県条例」という。）に基づく環境影響評価手続きが行われており、「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」（平成15年12月、埼玉県）によると、当該工場予定地内において、平成14年10月30日に土壌の状況の調査が行われている。このため、既存資料調査は、上記評価書における土壌の調査結果を整理するとともに、上記の調査以降から現在に至るまでの間の計画地における土壌の調査状況を確認する方法とした。

(イ) 現地調査 (略)

② その他の予測・評価に必要な事項

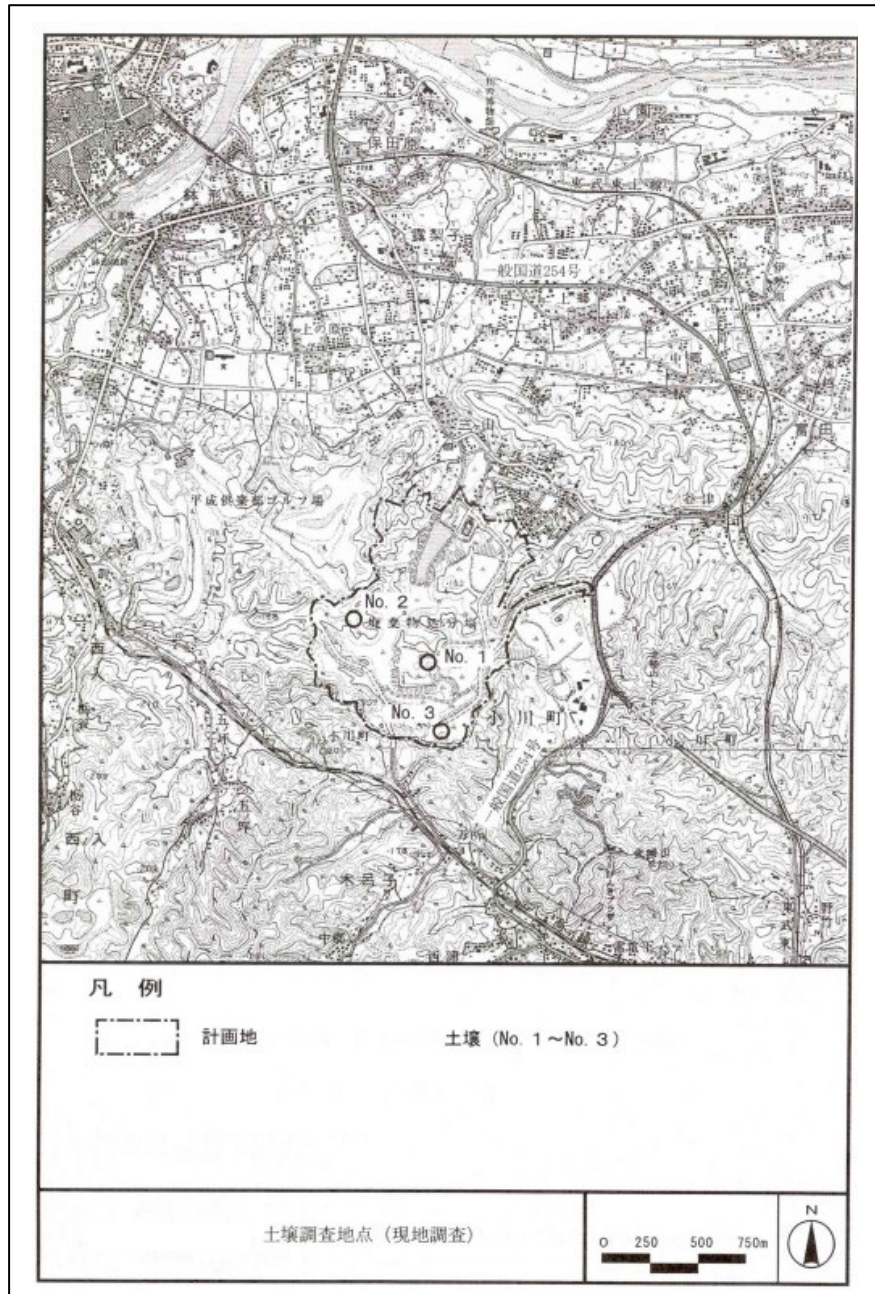
前述のとおり、計画地を含む彩の国資源循環工場では、当該工場整備に係る造成事業や建設事業に着手する前に県条例に基づく環境影響評価手続きが行われており、環境影響評価手続きの終了後に造成工事が行われ、造成工事終了後に計画地において現在稼働中の既存施設の建設工事を行い、現在に至っている。このため、計画地の土地利用の履歴については、「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」（平成15年8月、埼玉県）等により、計画地における造成前の土地利用の状況や造成の状況を整理する方法とした。

3) 調査地域・調査地点

① 土壌の状況

(ア) 既存資料調査

既存資料調査の調査地点は、図 9.6-1 に示すとおりである。調査は、計画地を含む彩の国資源循環工場整備予定地内の 3 地点（表層土を対象）で行われており、このうち、No.2 が本計画地内に位置している。なお、既存資料として利用した「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」によると、3 地点の調査はいずれも造成事業に係る切土予定範囲内で行われている。



注) 彩の国資源循環工場整備に係る造成事業や建設事業に着手する前の平成 14 年 10 月 30 日に行われた土壌の調査地点である。3 地点とも造成事業に係る切土予定範囲内で行われている。

資料: 「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」(平成 15 年 12 月、埼玉県)

図 9.6-1 土壌の状況の調査地点 (既存資料調査)

(イ) 現地調査

現地調査の調査地点は図 9.6-2 に示すとおり、計画地内の 7 地点 (表層土を対象) とした。(略)

② その他の予測・評価に必要な事項

計画地の土地利用の履歴の調査地域は、計画地内とした。

4) 調査期間

① 土壌の状況

(ア) 既存資料調査

既存資料調査の調査期間は、「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」による調査時期(平成 14 年 10 月 30 日)から現在に至るまでの期間とした。

(イ) 現地調査 (略)

② その他の予測・評価に必要な事項

計画地の土地利用の履歴の調査期間は、彩の国資源循環工場に係る造成事業の着手前(「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」の提出時期である平成 15 年 8 月)から現在に至るまでの期間とした。

5) 調査結果

① 土壌の状況

(ア) 既存資料調査

土壌の状況の既存資料調査結果は、表 9.6-2 に示すとおりである。

彩の国資源循環工場として造成が行われる前の土壌の状況の調査結果は、計画地内に位置するNo.2を含め、すべての地点・項目において環境基準（当時）を満たしていた。

表 9.6-2 土壌の状況の既存資料調査結果

表 10.7-3 土壌調査結果（平成 14 年 10 月 30 日）

地 点	No. 1	No. 2	No. 3	環境基準
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下、かつ農用地では米 1kg につき 1mg 未満
全シアン	<0.01	<0.01	<0.01	検液中に検出されないこと
有機燐	<0.1	<0.1	<0.1	検液中に検出されないこと
鉛	0.001	0.002	0.002	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下、かつ農用地（水田）で土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	<0.00005	<0.00005	<0.00005	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検液中に検出されないこと
P C B	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検液中に検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	検液 1ℓにつき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	検液 1ℓにつき 1mg 以下
ダイオキシン類	4.8	18	18	1,000pg-TEQ/g 以下

注) 単位はダイオキシン類が pg-TEQ/g、それ以外は mg/ℓである。

注1) 彩の国資源循環工場整備に係る造成事業や建設事業に着手する前の平成14年10月30日に行われた土壌の調査結果である。3地点とも造成事業に係る切土予定範囲内で行われており、No.2は計画地内に位置する調査地点である。

注2) 環境基準は当時のものである。

資料：「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」（平成 15 年 12 月、埼玉県）

(イ) 現地調査（略）

② その他の予測・評価に必要な事項

計画地の土地利用の履歴について、調査期間とした彩の国資源循環工場に係る造成事業の着手前（「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」の提出時期である平成15年8月）から現在に至るまでの期間の調査結果は、表9.6-4に示すとおりである。

平成12年の空中写真によると、計画地は埼玉県廃棄物処分場である埼玉県環境整備センターに位置しているが、主に山林となっており、廃棄物が埋立処分されている土地には該当していない。その後、平成15年9月から計画地を含む彩の国資源循環工場用地の造成工事が順次行われ、計画地では、平成16年4月より造成後の用地において現在稼働中の既存施設の建設工事に着手し、平成18年2月に竣工した。その後、平成18年3月より計画地の既存施設での廃棄物の受け入れを開始し、施設を稼働しながら現在に至っている。

計画地は埼玉県環境整備センター内において彩の国資源循環工場用地の造成工事により整備された土地であるが、造成工事の着手前においては主に山林であり、埼玉県環境整備センター内の廃棄物が埋立処分されている土地に該当していない。また、表9.6-2に示したとおり、平成14年10月に実施された計画地内に位置する調査地点における土壌の調査結果は、すべての項目で環境基準（当時）を満たしている。その後の造成工事や建設工事でも土壌汚染の可能性を示すような情報等もないことから、土地由来の土壌汚染はないと考えられる。

表 9.6-4 計画地の土地利用の履歴の調査結果

年月	情報	資料
平成12年	計画地は埼玉県の廃棄物処分場である埼玉県環境整備センターの敷地内に位置し、主に山林となっている。	国土地理院空中写真（2000年撮影）
平成15年8月	計画地は埼玉県の廃棄物処分場である埼玉県環境整備センターの敷地内に位置しているが、廃棄物が埋立処分されている土地には該当していない。	彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書（平成15年8月）
平成15年9月～平成17年3月	計画地を含む彩の国資源循環工場用地の造成工事が順次行われた。	彩の国資源循環工場整備事業に係る事後調査書（平成20年11月）
平成16年4月～平成18年2月	造成後の用地において、計画地の既存施設（サーマルリサイクル施設）の建設工事を行った。	当社ホームページ 彩の国資源循環工場ホームページ
平成18年3月～令和4年12月現在	計画地の既存施設（サーマルリサイクル施設）での廃棄物の受入を開始し、施設を稼働しながら現在に至っている。	当社ホームページ

(2) 予 測

1) 造成等の工事に伴う土壌への影響

- ① 予測内容 (略)
- ② 予測地域・地点 (略)
- ③ 予測対象時期 (略)
- ④ 予測方法

既存資料調査結果並びに、工事計画及び現地調査結果を基にして、造成等の工事に際して行う環境保全措置を明らかにすることにより、定性的に予測した。

⑤ 予測結果

既存資料調査結果によると、計画地は埼玉県環境整備センター内において彩の国資源循環工場用地の造成工事により整備された土地であるが、造成工事の着手前においては主に山林であり、埼玉県環境整備センター内の廃棄物が埋立処分されている土地に該当していない。また、表 9.6-2 に示したとおり、平成 14 年 10 月に実施された計画地内に位置する調査地点における土壌の調査結果は、すべての項目で環境基準 (当時) を満たしている。その後の造成工事や建設工事でも土壌汚染の可能性を示すような情報等もないことから、土地由来の土壌汚染はないと考えられる。

また、計画地内における土壌の状況の現地調査結果は表 9.6-2(1)～(2)に示したとおり、工事に伴い掘削を行う場所付近に設定した調査地点 (No.1～3：建替用地付近、No.5：増設用地付近) のすべての項目で環境基準を満たしている。

建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。

したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないと予測する。

2) 施設の稼働に伴う土壌への影響 (略)

(3) 評価

1) 評価方法 (略)

2) 評価結果

① 回避・低減の観点 (略)

② 基準・目標等との整合の観点

(ア) 造成等の工事に伴う土壌への影響

既存資料調査結果によると、計画地は埼玉県環境整備センター内において彩の国資源循環工場用地の造成工事により整備された土地であるが、造成工事の着手前においては主に山林であり、埼玉県環境整備センター内の廃棄物が埋立処分されている土地に該当していない。また、平成14年10月に実施された計画地内に位置する調査地点における土壌の調査結果は、すべての項目で環境基準(当時)を満たしている。その後の造成工事や建設工事でも土壌汚染の可能性を示すような情報等もないことから、土地由来の土壌汚染はないと考えられる。

また、計画地内における土壌の状況の現地調査結果は、工事に伴い掘削を行う場所付近に設定した調査地点(No.1～3:建替用地付近、No.5:増設用地付近)のすべての項目で環境基準を満たしている。

建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。

したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないと予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。

(イ) 施設の稼働に伴う土壌への影響 (略)

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

知事意見に対応して、土壌の調査方法として既存資料調査を追加し、土壌の状況及びその他の予測・評価に必要な事項(計画地の土地利用の履歴)の調査方法について具体的に記載するとともに、その調査結果を記載した。また、既存資料調査の結果を踏まえた予測・評価結果に修正した。

別紙6 「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.7 動物

(2) 予測 1) 工事中及び存在・供用時における動物への影響」

…ヤマアカガエルについての工事中の配慮事項の追記

【準備書の内容】

表 9.7-23(20) 保全すべき種への影響の予測結果 (ヤマアカガエル)

項目	内容			
生息環境	丘陵地の人家に近い里山から、山地の森林奥深くまで林床や溪流の周りに生息している。産卵期は地域や標高などによって差があり、埼玉県内ではだいたい2～4月頃である。山林に隣接した湿田、湿地、浅い池沼、小さな水たまりなどが産卵に使われる。			
現地確認状況	早春季：計画施設用地周辺の止水域で成体1例、幼生2例（延べ1200個体）、卵塊8例（延べ22個）が確認された。			
	春季：計画施設用地周辺の止水域で幼生3例（延べ14個体）が確認された。 夏季：計画施設用地周辺の落葉広葉樹林や乾性草地、止水域、水路で幼体5例（延べ8個体）、幼生3例（延べ13個体）が確認された。			
	計画施設用地内	2例	計画施設用地外	22例
予測結果	<p>計画施設用地内外で確認された本種は24例で、計画施設用地内では2例確認されたが、北側敷地境界沿いの樹林付近での確認であったことから、周辺樹林からの移動利用であると考えられる。</p> <p>本種の生息環境は、山林や山林に隣接した湿田、湿地であり、計画施設用地にこのような環境は存在しないことから、事業の実施に伴う改変等の影響はないと考えられる。</p> <p>工事中は、騒音・振動発生による生息環境の質的変化が生じる可能性があるが、使用建設機械の稼働時間等の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は小さいと考えられる。また、濁水の発生については、沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画施設用地外に放流することから生息環境の質的変化はほぼなく、本種の生息環境への影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>供用時には、施設の稼働に伴う公共用水域の水質への影響が考えられるが、生活排水については現況と同様に排水路を介して天神沢川へ放流することから、本種の生息環境への間接的影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生息環境の改変による影響はなく、生息環境への間接的影響は小さいと考えられる。</p>			

【変更後の内容】

表 9.7-23(20) 保全すべき種への影響の予測結果（ヤマアカガエル）

項目	内容			
生息環境	丘陵地の人家に近い里山から、山地の森林奥深くまで林床や溪流の周りに生息している。産卵期は地域や標高などによって差があり、埼玉県内ではだいたい2～4月頃である。山林に隣接した湿田、湿地、浅い池沼、小さな水たまりなどが産卵に使われる。			
現地確認状況	早春季：計画施設用地周辺の止水域で成体1例、幼生2例（延べ1200個体）、卵塊8例（延べ22個）が確認された。			
	春季：計画施設用地周辺の止水域で幼生3例（延べ14個体）が確認された。 夏季：計画施設用地周辺の落葉広葉樹林や乾性草地、止水域、水路で幼体5例（延べ8個体）、幼生3例（延べ13個体）が確認された。			
	計画施設用地内	2例	計画施設用地外	22例
予測結果	<p>計画施設用地内外で確認された本種は24例で、計画施設用地内では2例確認されたが、北側敷地境界沿いの樹林付近での確認であったことから、周辺樹林からの移動利用であると考えられる。</p> <p>本種の生息環境は、山林や山林に隣接した湿田、湿地であり、計画施設用地にこのような環境は存在しない。また、計画施設用地内の北側敷地境界沿いの樹林付近では、<u>周辺樹林からの移動利用と考えられる2例が確認されており一時的な生息地として利用している可能性があるが、生息が確認された北側敷地境界沿いの樹林付近の改変は行わないことから、事業の実施に伴う改変等の影響はないと考えられる。</u></p> <p>工事中は、騒音・振動発生による生息環境の質的変化が生じる可能性があるが、使用建設機械の稼働時間等の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は小さいと考えられる。また、濁水の発生については、沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画施設用地外に放流することから生息環境の質的変化はほぼなく、本種の生息環境への影響は極めて小さいと考えられる。なお、<u>計画施設用地内の北側敷地境界沿いの樹林付近は一時的な生息地として利用している可能性があるため、改変を行わないよう十分注意して工事を実施する。</u></p> <p>供用時には、施設の稼働に伴う公共用水域の水質への影響が考えられるが、生活排水については現況と同様に排水路を介して天神沢川へ放流することから、本種の生息環境への間接的な影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>したがって、予測地域における本種の生息環境の改変による影響はなく、生息環境への間接的影響は小さいと考えられる。</p>			

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

知事意見に対応して、計画施設用地内の北側敷地境界沿いの樹林付近で確認されたヤマアカガエルについて、生息が確認された樹林付近の改変を行わないよう十分注意して工事を行うことを記載した。

別紙7 「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.13 廃棄物等
 (2) 評価 1) 工事中の造成等の工事に伴う廃棄物等の影響 ② 評価結果
 (ア) 回避・低減の観点」
 …建設残土の場外搬出時における環境保全のための措置の追記

【準備書の内容】

表 9.13-11 廃棄物等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
造成等の工事	廃棄物の排出	再資源化等の促進、適正な処理・処分	(略)	低減
		発生抑制、再資源化等の促進	(略)	低減
	建設残土の排出	有効利用の促進	・計画施設の建設に伴い発生する建設残土は、場内利用又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用する。	低減

【変更後の内容】

表 9.13-11 廃棄物等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
造成等の工事	廃棄物の排出	再資源化等の促進、適正な処理・処分	(略)	低減
		発生抑制、再資源化等の促進	(略)	低減
	建設残土の排出	有効利用の促進	・計画施設の建設に伴い発生する建設残土は、場内利用又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用する。 <u>・工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定し、実施する。</u>	低減

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

知事意見に対応して、廃棄物等に関する環境の保全のための措置として、工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定し、実施することを記載した。

別紙8 「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.14 温室効果ガス等

(1) 予測 3) 供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響

⑦ (参考) 廃棄物処理の広域化・集約化による供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出削減の状況

(2) 評価 2) 施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガスの影響

② 評価結果 (ア) 回避・低減の観点 (イ) 基準・目標等との整合の観点

…廃棄物処理の広域化・集約化を前提とした温室効果ガス等の予測評価結果の再検証とその結果の反映

…計画施設での溶融に使用するコークス量の削減等の検討についての追記

【準備書の内容】

- － (広域化・集約化の対象とした焼却施設における焼却に係る燃料の違い (燃料としてコークスを用いる溶融炉と広域化対象焼却炉における燃料の違いに伴う二酸化炭素発生量の差) 及び温熱利用に係る燃料消費分 (広域化対象焼却炉における現在の熱回収が行われなくなることに伴う現状の熱利用施設の維持のための燃料消費量を考慮した予測は行っていないため、記載はない。)

【変更後の内容】

⑦ (参考) 廃棄物処理の広域化・集約化による供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出削減の状況

(略)

(ア) 廃棄物処理の広域化・集約化の動向 (略)

(イ) 廃棄物処理の広域化・集約化の動向を踏まえた事業の妥当性の検討 (略)

(ウ) 本事業に伴う温室効果ガス排出量及び削減量

7) 温室効果ガス排出源の活動量

(略)

また、広域化・集約化対象施設 (単純焼却施設) における施設の稼働に伴う活動量のうち、電力消費 (購入電力) 及び燃料の燃焼等の量は表 9.14-18(1) に、余熱利用量は表 9.4-18(2) に示すとおり設定した。

表 9.14-18(1) 広域化・集約化対象施設(単純焼却施設)における施設の稼働に伴う
活動量(1年間の電力消費及び燃料の燃焼等の量)

市町村・ 組合名	広域 化・集 約化対 象施設	処理 方式	広域化・集約化対象施設の電力消費、燃料の燃焼等の量						令和12年度		受入想定量に対する広域化・集約化対象 施設の電力消費、燃料の燃焼等の量			
			処理 能力	処理量 (注1) (t/年)	電力消費 (購入 電力) (注2) (kWh/年)	燃料の燃焼等 ^{注2)}			彩の国資源 循環工場 の受入 想定量 (t/年)	電力消費 (購入 電力) (kWh/年)	燃料の燃焼等			
						A重油	灯油	LPG			A重油	灯油	LPG	
						(L/年)	(L/年)	(m ³ /年)			(L/年)	(L/年)	(m ³ /年)	
(t/日)	(t/年)	(kWh/年)	(L/年)	(L/年)	(m ³ /年)	(t/年)	(kWh/年)	(L/年)	(L/年)	(m ³ /年)				
志木地区 衛生組合 (志木市、 新座市、 富士見市)	富士見環境 センター	ストーク式 (可動)	180	26,076	7,541,454	20,000	—	39	16,460	24,690	4,760,405	12,625	—	25
	新座環境 センター東工 場	ストーク式 (可動)	90	23,083	5,459,610	—	18,000	200	8,230		1,946,566	—	6,418	71
所沢市	西部クリーン センターごみ 焼却施設	流動床式	147	28,878	6,830,248	—	22,519	250	17,905	4,234,905	—	13,962	155	
川越市	東清掃セン ター焼却施設	ストーク式 (可動)	140	17,966	4,249,333	—	14,010	156	16,119	3,812,479	—	12,570	140	
久喜宮代 衛生組合 (久喜市、 宮代町)	ごみ処理 施設	ストーク式 (可動)	150	20,180	4,772,990	—	15,736	175	1,286	304,166	—	1,003	11	
	菖蒲清掃 センター焼却 施設	ストーク式 (可動)	30	6,050	1,430,951	—	4,718	52						
	八甫清掃 センターごみ 焼却施設	流動床式	105	15,315	3,622,316	—	11,943	133						
合計										15,058,521	12,625	33,953	402	

注1) 処理量は、環境省が毎年度公表している「一般廃棄物処理実態調査結果(平成30年度)」の各広域化・集約化対象施設の平成30年度の年間処理量とした。
 注2) 志木地区衛生組合の富士見環境センター及び新座環境センター東工場の電力消費(購入電力)、燃料の燃焼等の量は、公表資料による平成30年度の実績値とした。その他の施設の電力消費(購入電力)、燃料の燃焼等の量は、公表資料では不明であったため、志木地区衛生組合のうち、広域化・集約化による温室効果ガス排出削減量を安全側に見積もるため温室効果ガス排出量が少なくなる新座環境センター東工場の実績値をもとに、処理量比を乗じて設定した。
 資料: 「第五期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」(令和2年度～令和6年度)(令和2年3月、志木地区衛生組合)
 「一般廃棄物処理実態調査結果(平成30年度)」(環境省ホームページ)

表 9.14-18(2) 広域化・集約化対象施設(単純焼却施設)における施設の稼働に伴う
活動量(1年間の余熱利用量)

市町村・ 組合名	広域化・集約化 対象施設	広域化・集約化対象施設の余熱利用量				令和12年度		受入想定量に対する 広域化・集約化対象 施設の余熱利用量		
		処理能力 (t/日)	余熱利用 の有無 ^{注1)}	処理能力当りの 平均総余熱利用量 ^{注2)} (MJ/t)	余熱 利用量 ^{注2)} (MJ/年)	彩の国資源循環工 場の受入 想定量 (t/年)	余熱利用量 (MJ/年)			
								給湯 (施設内)	給湯 (施設内)	給湯 (施設内)
								(MJ/年)	(MJ/年)	(MJ/年)
志木地区衛生組合 (志木市、新座 市、富士見市)	富士見環境セン ター	180	給湯 (施設内)	208,459	37,522,620	16,460	24,690	9,400,644		
	新座環境セン ター東工場	90	給湯 (施設内)	123,549	11,119,410	8,230		2,785,776		
所沢市	西部クリーンセン ターごみ焼却施設	147	—	—	—	17,905	—			
川越市	東清掃セン ター焼却施設	140	給湯・暖房 (施設内)	208,459	29,184,260	16,119	9,205,892			
久喜宮代衛生組合 (久喜市、宮代町)	ごみ処理施設	150	給湯 (施設内)	208,459	31,268,850	1,286	386,558			
	菖蒲清掃セン ター焼却施設	30	—	—	—					
	八甫清掃セン ターごみ焼却施設	105	—	—	—					
合計							21,778,870			

注1) 各施設の余熱利用の有無は、公表資料より把握した。
 注2) 余熱利用を行っている施設の余熱利用量は、環境省が毎年度公表している「日本の廃棄物処理 令和2年度版」に整理されている「ごみ焼却施設の処理能力別の総余熱利用量(令和2年度実績)」より設定した。
 資料: 「志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」(令和4年3月、志木地区衛生組合、志木市、新座市、富士見市)
 「第五期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」(令和2年度～令和6年度)(令和2年3月、志木地区衛生組合)
 「清掃事業概要 令和3年版(令和2年度実績)」(所沢市環境クリーン部)
 「川越市東清掃センター処理フロー図」
 「令和4年度久喜宮代衛生組合一般廃棄物処理実施計画」(久喜宮代衛生組合)
 「日本の廃棄物処理 令和2年度版」(令和4年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

4) 温室効果ガス排出係数の設定

施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出係数は、表 9.4.12(1)～(2) (p.9.14-10 参照)に示すとおりである。

また、広域化・集約化対象施設(単純焼却施設)における施設の稼働に伴う活動量のうち、電力消費(購入電力)、燃料の燃焼等及び余熱利用に係る温室効果ガスの排出係数は表 9.14-19(1)～(2)に示すとおりである。

表 9.14-19(1) 広域化・集約化対象施設(単純焼却施設)における施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出係数(電力消費及び燃料の燃焼等)

活動区分		排出係数		
		二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素
電力消費(購入電力)		0.445 (kg-CO ₂ /kWh)	—	—
燃料の燃焼等	A重油	2.71 (kg-CO ₂ /L)	—	—
	灯油	2.49 (kg-CO ₂ /L)	—	—
	LPG	3.00 (kg-CO ₂ /kg) 6.55 (kg-CO ₂ /m ³) ^{注)}	—	—

注)「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」に示される質量当たりの排出係数を、同資料に示される換算係数“1/458(t/m³)”を用いて体積当たりの係数に換算したものである。

資料:「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインVer.1.0」

(平成29年3月、環境省総合環境政策局 環境計画課)

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月、環境省・経済産業省)

「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)ーR1年度実績ー」

(令和3年7月、環境省)

表 9.14-19(2) 広域化・集約化対象施設(単純焼却施設)における施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出係数(余熱利用)

活動区分		排出係数		
		二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素
余熱利用		0.057 (kg-CO ₂ /MJ)	—	—

資料:「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月、環境省・経済産業省)

ウ) 地球温暖化係数の設定(略)

I) 予測結果

(略)

また、広域化・集約化対象施設（単純焼却施設）における施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量のうち、電力消費（購入電力）及び燃料の燃焼等に係る温室効果ガス排出量は、表 9.14-21(1)に示すとおりである。また、広域化・集約化対象施設（単純焼却施設）における施設の稼働に伴う温室効果ガスの削減量は、表 9.14-21(2)に示すとおりである。

表 9.14-21(1) 広域化・集約化対象施設（単純焼却施設）における施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量（年間：電力消費及び燃料の燃焼等の分）

活動区分		活動量 ^{注)}	排出係数 (二酸化炭素)	地球温暖化 係数	温室効果ガスの 排出量 (t-CO ₂)
		a	b	c	$d = a \times b \times c$ /1000
電力消費(購入電力)		15,058,521 (kWh/年)	0.445 (kg-CO ₂ /kWh)	1	6,701
燃料の 燃焼等	A重油	12,625 (L/年)	2.71 (kg-CO ₂ /L)		34
	灯油	33,953 (L/年)	2.49 (kg-CO ₂ /L)		85
	LPG	402 (m ³ /年)	6.55 (kg-CO ₂ /m ³)		3
合 計					6,823

注) 活動量は、表9.14-18(1) (p.9.14-18参照) に示すとおりである。

表 9.14-21(2) 広域化・集約化対象施設（単純焼却施設）における施設の稼働に伴う温室効果ガスの削減量（年間）

活動区分	余熱利用量 ^{注)} (MJ/年)	排出係数 (kg-CO ₂ /MJ)	地球温暖化 係数	温室効果ガス の削減量 (t-CO ₂ /年)
	e	f	g	$h = e \times f \times g$ /1000
余熱利用	21,778,870	0.057	1	1,241

注) 余熱利用量は、表9.14-18(2) (p.9.14-18参照) に示すとおりである。

(エ) 廃棄物処理の広域化・集約化による温室効果ガス排出削減の状況

7) 予測方法

廃棄物処理の広域化・集約化による温室効果ガス排出量及び排出削減の状況の予測手順は、図 9.14-1 に示すとおりである。

(略)

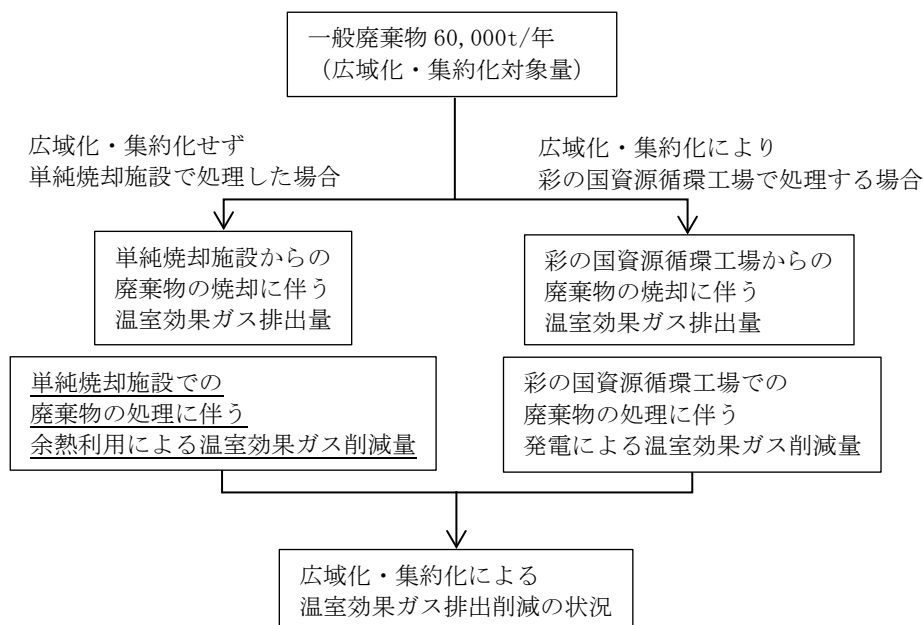


図 9.14-1 広域化・集約化による温室効果ガス排出削減の状況の予測手順

1) 予測結果

a 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量

計画施設における一般廃棄物 60,000t/年（広域化・集約化対象量）の焼却に伴う温室効果ガス排出量は、計画施設の I 期供用後の排出量から II 期供用後（広域化・集約化後）の排出量への増加分にあたり、表 4.14-22(1)に示すとおり、約 76,274t/年と予測する。

広域化・集約化対象施設（単純焼却施設）における一般廃棄物 60,000t/年（広域化・集約化対象量）の焼却に伴う温室効果ガス排出量については、表 9.4-22(2)に示すとおりである。廃棄物の焼却に伴う排出量については、単純焼却施設での焼却でも、計画施設での焼却でも、焼却量が同じであるためほぼ変わらないものとし、燃料の燃焼等に伴う排出量については、単純焼却方式の燃料は重油等を用い、計画施設の燃料はコークス、石灰石等を用いることを考慮して算出した。

表 9.14-22(1) 計画施設における一般廃棄物 60,000t/年（広域化・集約化対象量）の焼却に伴う温室効果ガスの排出量（年間総量）

	活動区分	一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /年)			温室効果ガス総排出量(t-CO ₂ /年)
		二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	
I 期供用後	廃棄物の焼却	⑤ 129,660	⑪ 4.595	⑰ 4,032.804	133,697
	電力消費及び燃料の燃焼等	⑤ 40,338	—	—	40,338
	合計	⑤ 169,998	⑪ 4.595	⑰ 4,032.804	174,035
II 期供用後 (広域化・集約化後)	廃棄物の焼却	⑥ 185,060	⑫ 6.020	⑱ 5,046.600	190,113
	電力消費及び燃料の燃焼等	⑥ 60,197	—	—	60,197
	合計	⑥ 245,257	⑫ 6.020	⑱ 5,046.600	250,310
増加分	廃棄物の焼却	55,400	1.425	1,013.796	56,415
	電力消費及び燃料の燃焼等	19,859	—	—	19,859
	合計	75,259	1.425	1,013.796	76,274

表 9.14-22(2) 広域化・集約化対象施設（単純焼却施設）における一般廃棄物 60,000t/年（広域化・集約化対象量）の焼却に伴う温室効果ガスの排出量（年間総量）

	活動区分	一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /年)			温室効果ガス総排出量(t-CO ₂ /年)
		二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	
広域化・集約化対象施設	廃棄物の焼却 ^{注1)}	55,400	1.425	1,013.796	56,415
	電力消費及び燃料の燃焼等 ^{注2)}	6,823	—	—	6,823
	合計	62,223	1.425	1,013.796	63,238

注1) 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量は、単純焼却施設での焼却でも、計画施設での焼却でも、焼却量が同じであるためほぼ変わらないと考えられるため、表9.14-22(1)の増加分の値（広域化・集約化対象量の焼却に伴う排出量）と同様とした。

注2) 電力消費及び燃料の燃焼等に伴う温室効果ガス排出量は、表9.14-21(1)（p.9.14-22参照）に示すとおりである。

b 一般廃棄物の処理に伴う発電による温室効果ガス削減量

（略）

広域化・集約化対象施設（単純焼却施設）において、一般廃棄物 60,000t/年（広域化・集約化対象量）の処理に伴う余熱利用による温室効果ガス削減量は、表 9.14-21(2)（p.9.14-22 参照）に示すとおり、1,241 t/年と予測する。

表 9.14-24 広域化・集約化による温室効果ガスの排出削減の状況（年間総量）

	活動区分	広域化・集約化せず	広域化・集約化	広域化・集約化による温室効果ガスの排出量・削減量の増減
		単純焼却施設（2市2組合の広域化・集約化対象施設）での処理 A	彩の国資源循環工場での処理 B	
C = B - A				
排出量 (t-CO ₂ /年)	一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量	56,415	56,415	0
	電力消費及び燃料の燃焼等	6,823	19,859	13,036
	合計	63,238	76,274	13,036
削減量 (t-CO ₂ /年)	余熱利用又は発電による温室効果ガス削減量	1,241	—	-1,241
	発電	—	18,183	18,183
	合計	1,241	18,183	16,942
削減量－排出量(t-CO ₂ /年)	—	—	—	3,906

(略)

(ア) 回避・低減の観点

(略)

表 9.14-37 温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分
施設の稼働	温室効果ガス等の排出	排出量の削減	<ul style="list-style-type: none">・ 廃熱回収し有効利用することで、省エネルギー化に努める。・ 廃棄物を資源化し、バージン材の製造・消費を抑制させることで社会全体の二酸化炭素排出量を低減させる。・ 二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、<u>溶融に使用するコークス量の削減等も含め、経済合理的に採用可能な技術について検討する。</u>	低減
廃棄物運搬車両等の走行			(略)	低減

(イ) 基準・目標等との整合の観点

(略) また、本事業の実施にあたっては、高効率の廃棄物発電設備を導入し効率的な発電を行う、廃熱回収し有効利用することで省エネルギー化に努めるほか、二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、溶融に使用するコークス量の削減等も含め、経済合理的に採用可能な技術について検討するといった環境保全のための措置を引き続き検討し、供用段階における温室効果ガスの排出抑制を図る。

(略)

また、県の動向を踏まえて、彩の国資源循環工場に廃棄物処理の広域化・集約化を行った場合には、廃棄物運搬車両の走行による温室効果ガスの排出量が約 210t-CO₂/年増加するものの、施設の稼働による温室効果ガスの削減量が約 3,906t-CO₂/年であることから、差し引き約 3,696t-CO₂/年の削減と予測され、温室効果ガスの排出削減に貢献できると考えられる。

(略)

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

知事意見に対応して、廃棄物処理の広域化・集約化を前提とした温室効果ガス排出削減の状況の予測評価結果について、広域化・集約化の対象とした焼却施設における焼却に係る燃料の違い（燃料としてコークスを用いる溶融炉と広域化対象焼却炉における燃料の違いに伴う二酸化炭素発生量の差）及び温熱利用に係る燃料消費分（広域化対象焼却炉における現在の熱回収が行われなくなることに伴う現状の熱利用施設の維持のための燃料消費量）についても考慮して再検証し、その結果を記載した。

また、知事意見に対応して、温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置として、計画施設での溶融に使用するコークス量の削減等も含めて検討する旨を記載した。

別紙9 「第10章 環境の保全のための措置 (13) 廃棄物等」

…建設残土の場外搬出時における環境保全のための措置の追記

【準備書の内容】

表 10.13-1 廃棄物等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分
造成等の工事	廃棄物の排出	再資源化等の促進、適正な処理・処分	(略)	低減
		発生抑制、再資源化等の促進	(略)	
	建設残土の排出	有効利用の促進	・計画施設の建設に伴い発生する建設残土は、場内利用又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用する。	
施設の稼働	廃棄物の発生	適切な処理・処分	(略)	

【変更後の内容】

表 10.13-1 廃棄物等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分
造成等の工事	廃棄物の排出	再資源化等の促進、適正な処理・処分	(略)	低減
		発生抑制、再資源化等の促進	(略)	
	建設残土の排出	有効利用の促進	・計画施設の建設に伴い発生する建設残土は、場内利用又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用する。 ・工事に伴う建設残土を場外において埋立・ <u>盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定し、実施する。</u>	
施設の稼働	廃棄物の発生	適切な処理・処分	(略)	

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

「第9章 9.13 廃棄物等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した。

別紙 10 「第 10 章 環境の保全のための措置 (14) 温室効果ガス等」

…計画施設での溶融に使用するコークス量の削減等の検討についての追記

【準備書の内容】

表 10.14-1 温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影 響	検討の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分
建設機械の稼働	温室効果ガス等の排出	排出量の削減	(略)	低減
資材運搬車両等の走行			(略)	
施設の稼働			<ul style="list-style-type: none"> ・廃熱回収し有効利用することで、省エネルギー化に努める。 ・廃棄物を資源化し、バージン材の製造・消費を抑制させることで社会全体の二酸化炭素排出量を低減させる。 ・二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、経済合理的に採用可能な技術について検討する。 	
廃棄物運搬車両等の走行			(略)	

【変更後の内容】

表 10.14-1 温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影 響	検討の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分
建設機械の稼働	温室効果ガス等の排出	排出量の削減	(略)	低減
資材運搬車両等の走行			(略)	
施設の稼働			<ul style="list-style-type: none"> ・廃熱回収し有効利用することで、省エネルギー化に努める。 ・廃棄物を資源化し、バージン材の製造・消費を抑制させることで社会全体の二酸化炭素排出量を低減させる。 ・二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、<u>溶融に使用するコークス量の削減等も含め</u>、経済合理的に採用可能な技術について検討する。 	
廃棄物運搬車両等の走行			(略)	

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

「第 9 章 9.14 温室効果ガス等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した。

別紙 11 「第 11 章 対象事業の実施による影響の総合的な評価 ・ 土壌」

…既存資料調査の結果を踏まえた評価結果への修正

【準備書の内容】

表 11-1 (12) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
土壌	造成等の工事	<p>【回避・低減の観点】 (略)</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 土壌の状況の現地調査結果は、工事に伴い掘削を行う場所付近に設定した調査地点 (No.1～3：建替用地付近、No.5：増設用地付近) のすべての項目で環境基準を満たしている。</p> <p>建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないと予測する。</p> <p>以上のことから、整合を図るべき基準等 (環境基準を満足すること) と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	(略)

【変更後の内容】

表 11-1 (12) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
土壌	造成等の工事	<p>【回避・低減の観点】 (略)</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 既存資料調査結果によると、計画地は埼玉県環境整備センター内において彩の国資源循環工場用地の造成工事により整備された土地であるが、<u>造成工事の着手前においては主に山林であり、埼玉県環境整備センター内の廃棄物が埋立処分された土地に該当していない。また、平成 14 年 10 月に実施された計画地内に位置する調査地点における土壌の調査結果は、すべての項目で環境基準(当時)を満たしている。その後の造成工事や建設工事でも土壌汚染の可能性を示すような情報等もないことから、土地由来の土壌汚染はないと考えられる。</u></p> <p>また、計画地内における土壌の状況の現地調査結果は、工事に伴い掘削を行う場所付近に設定した調査地点 (No.1～3：建替用地付近、No.5：増設用地付近) のすべての項目で環境基準を満たしている。</p> <p>建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないと予測する。</p> <p>以上のことから、整合を図るべき基準等 (環境基準を満足すること) と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	(略)

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

「第 9 章 9.6 土壌」に記載した評価結果の内容を反映した。

別紙 12 「第 11 章 対象事業の実施による影響の総合的な評価 ・廃棄物等」

…建設残土の場外搬出時における環境保全のための措置の追記

【準備書の内容】

表 11-1 (20) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
廃棄物等	造成等の工事	【回避・低減の観点】 (略) 【基準、目標等との整合の観点】 (略)	(略) ・計画施設の建設に伴い発生する建設残土は、場内利用又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用する。

【変更後の内容】

表 11-1 (20) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
廃棄物等	造成等の工事	【回避・低減の観点】 (略) 【基準、目標等との整合の観点】 (略)	(略) ・計画施設の建設に伴い発生する建設残土は、場内利用又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用する。 ・ <u>工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定し、実施する。</u>

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

「第 9 章 9.13 廃棄物等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した。

別紙 13 「第 11 章 対象事業の実施による影響の総合的な評価 ・ 温室効果ガス等」
 …計画施設での溶融に使用するコークス量の削減等の検討についての追記

【準備書の内容】

表 11-1 (22) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
温室効果ガス等	施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行	<p>【回避・低減の観点】 (略)</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 (略) また、本事業の実施にあたっては、高効率の廃棄物発電設備を導入し効率的な発電を行う、廃熱回収し有効利用することで省エネルギー化に努めるほか、二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、経済合理的に採用可能な技術について検討するといった環境保全のための措置を引き続き検討し、供用段階における温室効果ガスの排出抑制を図る。</p> <p>(略)</p> <p>また、県の動向を踏まえて、彩の国資源循環工場に廃棄物処理の広域化・集約化を行った場合には、廃棄物運搬車両の走行による温室効果ガスの排出量が約 210t-CO₂/年増加するものの、発電による温室効果ガスの削減量が約 18,183t-CO₂/年であることから、差し引き約 17,973t-CO₂/年の削減と予測され、温室効果ガスの排出削減に貢献できると考えられる。</p> <p>以上のことから、整合を図るべき基準等(温室効果ガスの排出削減を図ること)と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<p>(略)</p> <p>・二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、経済合理的に採用可能な技術について検討する。</p> <p>(略)</p>

【変更後の内容】

表 11-1 (22) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
温室効果ガス等	施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行	<p>【回避・低減の観点】 (略)</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 (略) また、本事業の実施にあたっては、高効率の廃棄物発電設備を導入し効率的な発電を行う、廃熱回収し有効利用することで省エネルギー化に努めるほか、二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、<u>溶融に使用するコークス量の削減等も含め</u>、経済合理的に採用可能な技術について検討するといった環境保全のための措置を引き続き検討し、供用段階における温室効果ガスの排出抑制を図る。</p> <p>(略)</p> <p>また、県の動向を踏まえて、彩の国資源循環工場に廃棄物処理の広域化・集約化を行った場合には、廃棄物運搬車両の走行による温室効果ガスの排出量が約 210t-CO₂/年増加するものの、<u>施設の稼働による温室効果ガスの削減量が約 3,906t-CO₂/年であることから、差し引き約 3,696t-CO₂/年の削減と予測され</u>、温室効果ガスの排出削減に貢献できると考えられる。</p> <p>以上のことから、整合を図るべき基準等(温室効果ガスの排出削減を図ること)と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<p>(略)</p> <p>・二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、<u>溶融に使用するコークス量の削減等も含め</u>、経済合理的に採用可能な技術について検討する。</p> <p>(略)</p>

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

「第 9 章 9.14 温室効果ガス等」に記載した評価結果及び環境の保全のための措置の内容を反映した。

別紙 14 「第 12 章 事後調査の計画

12.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

(1) 事後調査項目の選定

…事後調査項目として景観の追加

【準備書の内容】

表 12.1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
(略)	(略)	(略)	(略)
景観	存在・供用	施設の存在	×
(略)	(略)	(略)	(略)

注) ○：事後調査項目として選定する項目

×：事後調査項目から除外する項目

【変更後の内容】

表 12.1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
(略)	(略)	(略)	(略)
景観	存在・供用	施設の存在	○
(略)	(略)	(略)	(略)

注) ○：事後調査項目として選定する項目

×：事後調査項目から除外する項目

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

知事意見により「現在、図書に記載されている白色を基調とした施設について、彩度と明度が低くなるよう再検討し、できる限り具体的な計画を反映したモニタージュを評価書に記載すること。」という意見を頂いた。しかし現在、計画施設の基本設計の段階であり、評価書時点においては計画施設の外装の彩度、明度を具体的に示せないため、ご意見を踏まえ、今後の詳細設計において計画施設の彩度と明度を検討するとともに、景観を事後調査項目として選定し、事後調査書（供用時）において実際の配慮の状況を確認することとした。

別紙 15 「第 12 章 事後調査の計画

12.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

・土壌 ・景観 ・自然とのふれあいの場」

…事後調査項目として景観の追加

【準備書の内容】

表 12.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響 評価項目	影響要因 の区分	影響要因	除外する理由
(略)	(略)	(略)	(略)
土 壤	工 事	造成等の工事	現地調査結果はすべての項目で環境基準を満たしていることや、建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じることから、影響は軽微であると考え。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・ 供用	施設の稼働	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

表 12.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響 評価項目	影響要因 の区分	影響要因	除外する理由
(略)	(略)	(略)	(略)
景 観	存在・ 供用	施設の存在	予測の精度は確保されているとともに、遠景～中景の眺望景観については、付近に存在する工場群の一部と認識され、眺望景観の変化はほぼないと予測し、中景～近景の眺望景観については、彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測することから、影響は軽微であると考え。 したがって、事後調査項目から除外する。
自然との ふれあいの 場	工 事	(略)	(略)
	存在・ 供用	施設の存在	大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭、景観の予測の精度は確保されているとともに、施設の稼働による騒音、低周波音、振動の影響は計画地近傍に留まり、三ヶ山緑地公園（計画地北東側約 900m）及び埼玉県立小川げんきプラザ（計画地南東側約 3,600m）での騒音、低周波音、振動の変化はほぼないと予測し、最大着地濃度出現地点の濃度等は現況を著しく悪化させるものでないと予測する。三ヶ山緑地公園及び埼玉県立小川げんきプラザからの眺望については、現況と同様に彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する。さらに、自然とのふれあいの場は、改変等の直接的な影響はないことから、影響は軽微であると考え。 したがって、事後調査項目から除外する。

【変更後の内容】

表 12.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
(略)	(略)	(略)	(略)
土 壤	工 事	造成等の工事	計画地の土地利用の履歴から土地由来の土壤汚染はないと考えられること、計画地内の現地調査結果はすべての項目で環境基準を満たしていることや、建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壤汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壤汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壤の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壤汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じることから、影響は軽微であると考え。したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

表 12.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
(略)	(略)	(略)	(略)
(景観は事後調査項目として選定したため、本表からは削除)			
自然とのふれあいの場	工 事	(略)	(略)
	存在・供用	施設の存在	大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭、景観の予測の精度は確保されているとともに、施設の稼働による騒音、低周波音、振動の影響は計画地近傍に留まり、三ヶ山緑地公園（計画地北東側約 900m）及び埼玉県立小川げんきプラザ（計画地南東側約 3,600m）での騒音、低周波音、振動の変化はほぼないと予測し、最大着地濃度出現地点の濃度等は現況を著しく悪化させるものでないと予測する。三ヶ山緑地公園及び埼玉県立小川げんきプラザからの眺望については、現況と同様に彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する（知事意見に基づき今後の詳細設計において検討する計画施設の彩度と明度の詳細については、景観の事後調査で確認する）。さらに、自然とのふれあいの場は、改変等の直接的な影響はないことから、影響は軽微であると考え。したがって、事後調査項目から除外する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

「第9章 9.6 土壌」に記載した予測評価結果の内容を踏まえ、土壌を事後調査項目から除外する理由を修正した。

景観を事後調査項目として選定したことに伴い、事後調査項目から除外する項目及びその理由から景観を削除した。

景観を事後調査項目として選定したことに伴い、自然とのふれあいの場を事後調査項目から除外する理由を修正した。

別紙 16 「第 12 章 事後調査の計画

12.2 事後調査の方法等 (5) 景観

…景観の事後調査の方法等の追加

【準備書の内容】

- －（景観は事後調査項目として選定していないため記載はない）

【変更後の内容】

(5) 景観

本事業の供用時における施設の存在に伴う景観の影響を把握するために、景観の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の存在に伴う景観への影響

① 調査内容

(ア) 景観の状況

主要な眺望地点からの眺望景観の状況を調査する。

(イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

- ・施設計画（施設配置図、立面図等）

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 10 章 環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

② 調査方法

(ア) 景観の状況

現地調査（写真撮影）により、主要な眺望地点からの眺望景観を調査する。

(イ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

景観の状況の調査地点は、来訪者や地域住民が利用する主要な眺望地点のうち、眺望地点の重要度や眺望の特性を踏まえ計画地周辺の4地点とする（図12.2-2参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

景観の状況の調査期間・頻度は表12.2-9に示すとおり、施設の完成後（計画施設増設工事の完了後）に、1回（冬季）調査を実施する。

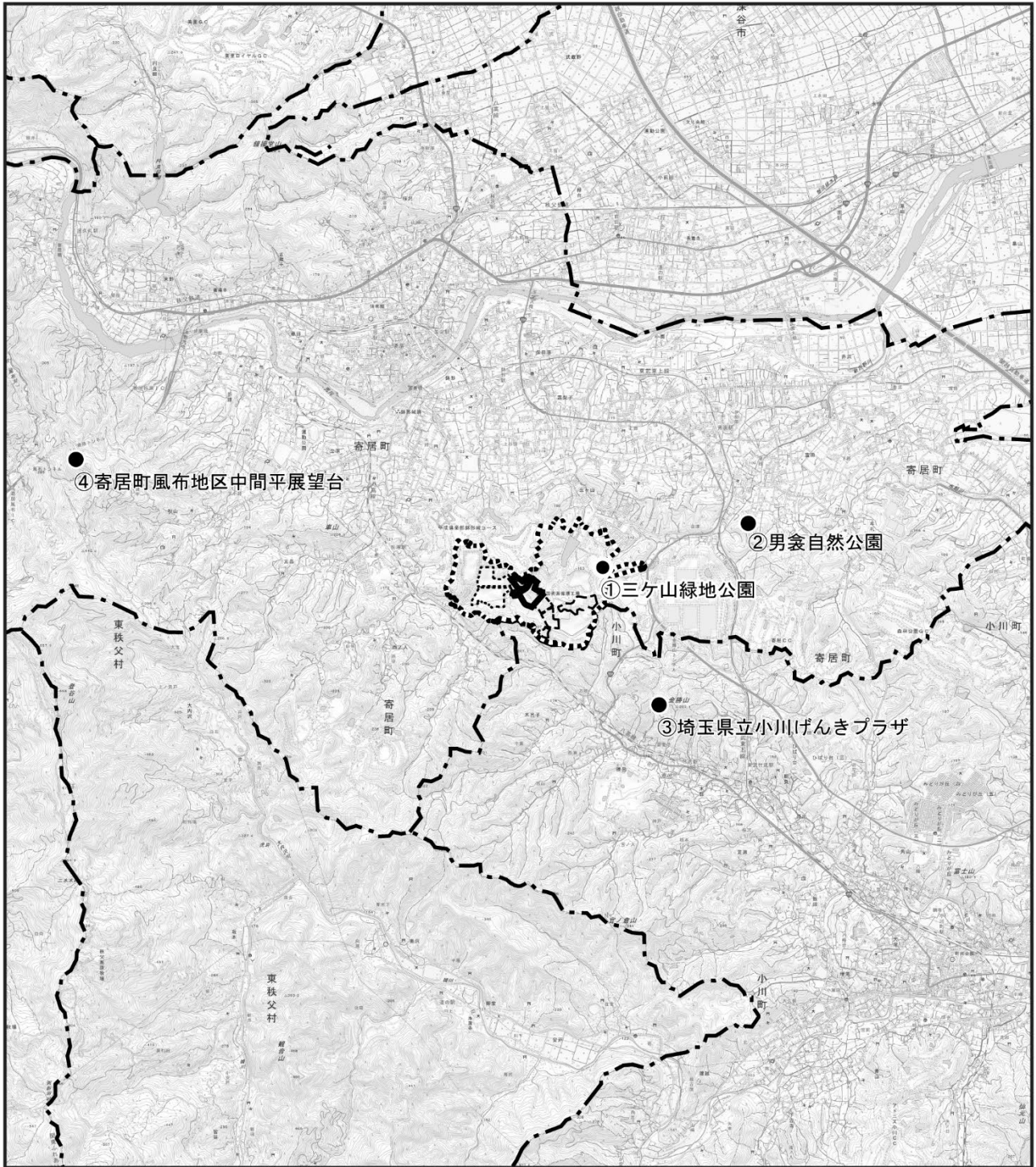
対象事業の実施状況の調査及び環境の保全のための措置の実施状況の調査は、景観の状況の調査と同時に実施する。

表 12.2-9 調査期間・頻度（景観の状況）

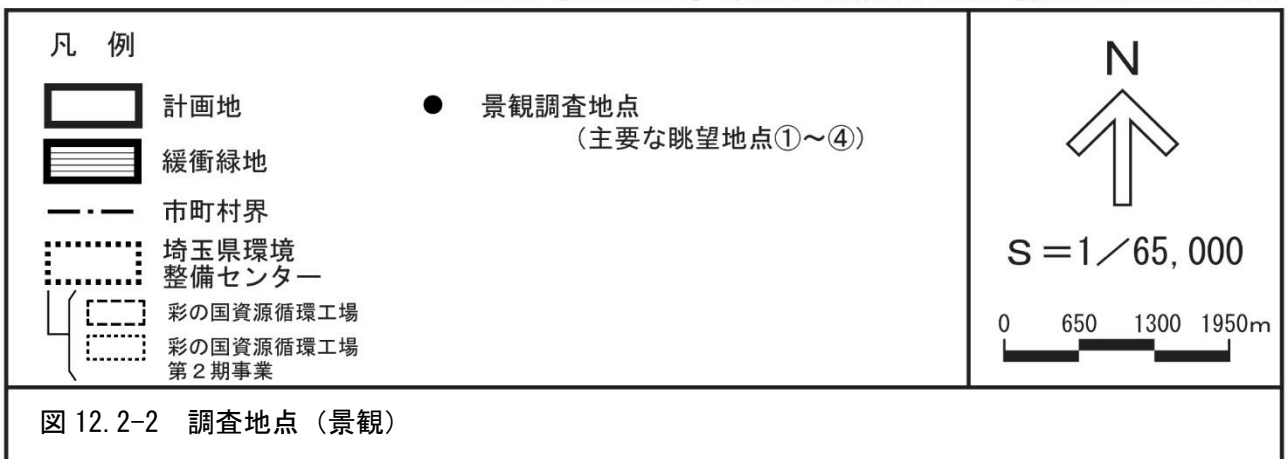
調査内容		調査地点	調査期間・頻度
景観の状況	・主要な眺望景観	地点① 三ヶ山緑地公園 地点② 男衾自然公園 地点③ 埼玉県立 小川げんきプラザ 地点④ 寄居町風布地区 中間平展望台 (図12.2-2参照)	調査期間：施設の完成後 (計画施設増設工 事の完了後) 調査頻度：1回（冬季）

【変更箇所】

景観を事後調査項目として選定したことに伴い、景観に関する事後調査の方法等を記載した。（次頁の調査地点図も含む）



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。



別紙 17 「第 12 章 事後調査の計画

12.4 事後調査の実施体制 (1) 事後調査書の提出時期

…事後調査時期の一覧表への景観の調査時期の追加

【準備書の内容】

表 12.4-1 事後調査の提出時期

年			令和13年度(2031年度)												令和14年度(2032年度)											
月			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
延月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
準備工事	I期事前 工事	新進入退路築造工事																								
		新計量棟建築工事																								
		既存屋外施設解体工事(計量棟、ント、S造倉庫等)																								
		旧計量棟杭撤去																								
	計画施設 I期工事	土工	山留工事																							
			杭工事																							
		掘削工事	掘削工事																							
			掘削工事																							
		躯体・ プラント 工事	基礎・地下躯体工事																							
			地上躯体・仕上・プラント工事																							
		外構工事/一部付属棟																								
		試運転調整																								
	検査																									
	工事工程	既存施設解体工事	準備工事																							
			ダイオキシン対策																							
		II期事前 工事	酸素製造装置・発電機2/7・冷却塔2/7等地上解体																							
			既存工場地上解体																							
			酸素製造装置・発電機2/7・冷却塔2/7等基礎解体																							
			既存工場基礎解体+杭撤去																							
		整地																								
計画施設 II期工事		土工	山留工事																							
			杭工事																							
		掘削工事	掘削工事																							
			掘削工事																							
		躯体・ プラント 工事	基礎・地下躯体工事																							
	地上躯体・仕上・プラント工事																									
外構工事																										
試運転調整																										
検査																										
事後調査 工程	大気質	施設の稼働																								
		環境の保全のための措置の実施状況																								
	騒音・ 低周波音	施設の稼働																								
		環境の保全のための措置の実施状況																								
	振動	施設の稼働																								
		環境の保全のための措置の実施状況																								
悪臭	施設の稼働																									
	環境の保全のための措置の実施状況																									
温室効果 ガス等	施設の稼働																									
	環境の保全のための措置の実施状況																									
事後調査書の提出																										

凡例： ● : 調査時点 ■ : 調査期間 → : 継続調査

【変更後の内容】

表 12.4-1 事後調査の提出時期

年	令和13年度(2031年度)												令和14年度(2032年度)												
	月												月												
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
延月	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113			
工事工程	準備工事																								
	I期事前 工事	新進入退出路築造工事																							
		新計量棟建築工事																							
		既存屋外施設解体工事(計量棟、F10・S造倉庫等)																							
		旧計量棟杭撤去																							
	計画施設 I期工事	山留工事																							
		土工事	杭工事																						
			掘削工事																						
			躯体・プラント工事																						
		基礎・地下躯体工事																							
		地上躯体・仕上・プラント工事																							
		外構工事/一部付属棟																							
	試運転調整																								
	検査																								
	II期事前 工事	既存施設解体工事																							
準備工事																									
ダイオキシン対策																									
酸素製造装置・発電機I7・冷却塔I7等地上解体																									
既存工場地地上解体																									
酸素製造装置・発電機I7・冷却塔I7等基礎解体																									
既存工場基礎解体+杭撤去																									
整地																									
計画施設 II期工事		山留工事																							
		土工事	杭工事																						
			掘削工事																						
			躯体・プラント工事																						
		基礎・地下躯体工事																							
		地上躯体・仕上・プラント工事																							
		外構工事																							
試運転調整																									
検査																									
事後調査工程	大気質	存在・供用	施設の稼働																						
			環境の保全のための措置の実施状況																						
	騒音・低周波音	存在・供用	施設の稼働																						
			環境の保全のための措置の実施状況																						
	振動	存在・供用	施設の稼働																						
			環境の保全のための措置の実施状況																						
	悪臭	存在・供用	施設の稼働																						
			環境の保全のための措置の実施状況																						
	景観	存在・供用	施設の存在																						
			環境の保全のための措置の実施状況																						
	温室効果ガス等	存在・供用	施設の稼働																						
			環境の保全のための措置の実施状況																						
	事後調査書の提出																								

凡例： ● : 調査時点 ■ : 調査期間 ➡ : 継続調査

※赤囲いが変更箇所である。

【変更箇所】

景観を事後調査項目として選定したことに伴い、事後調査の実施時期を示した一覧表に、景観の調査時期を追加した。

指令環政第537号

オリックス資源循環株式会社

令和5年1月13日付けで申請のあった彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事に係る環境影響評価準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和5年1月18日

埼玉県知事 大野 元 裕

